記事	設計	設計変更 No. 枚の内	京都市西野山市営住宅増築工事 ただし、４棟ほか５棟エレベーター棟増築工事	設計図 No. 71 80 枚の内
		平成　年　月	１１棟　現況断面図	縮尺 － 平成２５年　３月
	１級建築士登録　第　号	課長　課長補佐・係長　係員	企画設計課　課長　課長補佐・係長　係員	

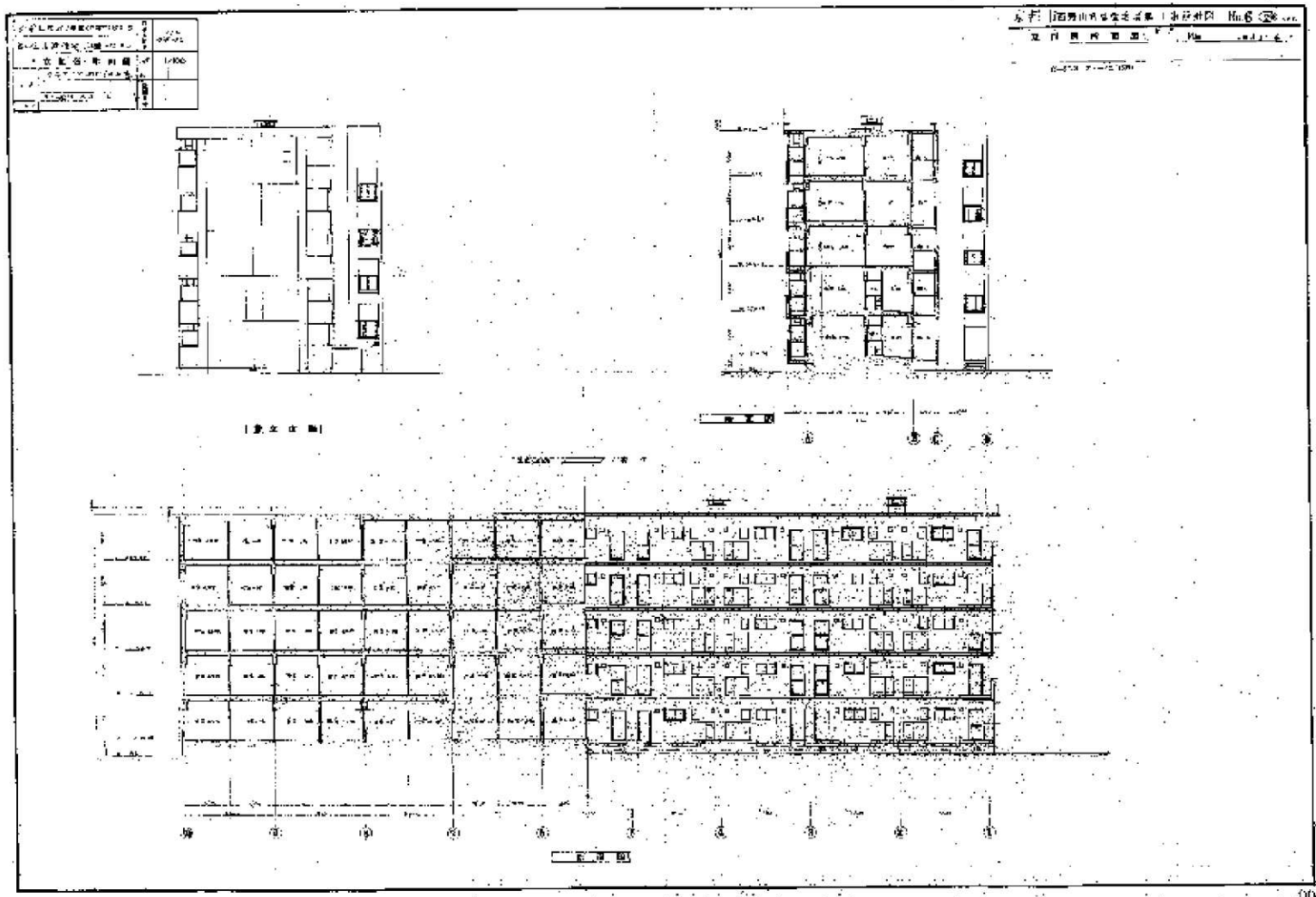

0 5 10 1/100
0 10 20 1/200
0 10 20 30 1/300

記事	設計	設計変更 No. (枚の内)	京都市西野山市営住宅増築工事 ただし，４棟ほか５棟エレベーター棟増築工事	設計図 No. 72 (80) 枚の内
		平成　年　月	１１棟　現況電気配線図	縮尺 1／200　平成２５年　３月
	１級建築士登録　第　　号	課長　課長補佐・係長　係員	企画設計課　課長　課長補佐・係長　係員	

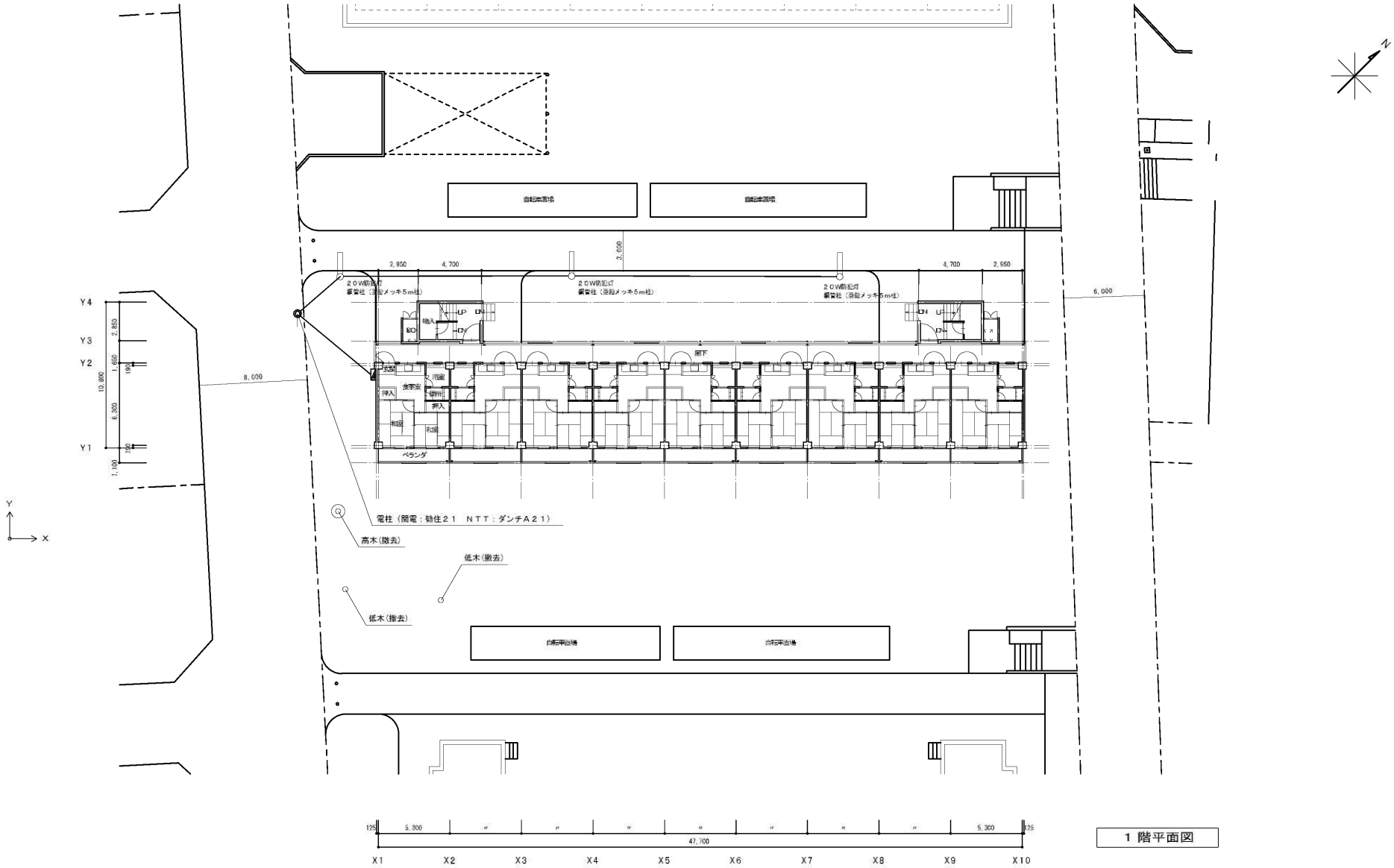

１階平面図

0 5 10 1/100
0 10 20 30 1/200

記事	設計	設計変更 No. 枚の内	京都市西野山市営住宅増築工事 ただし、４棟ほか５棟エレベーター棟増築工事	設計図 No. 73 80 枚の内
		平成 年 月	１１棟 現況配管図	縮尺 1／200 平成２５年 ３月
	１級建築士登録 第 号	課長 課長補佐・係長 係員	企画設計課	課長 課長補佐・係長 係員

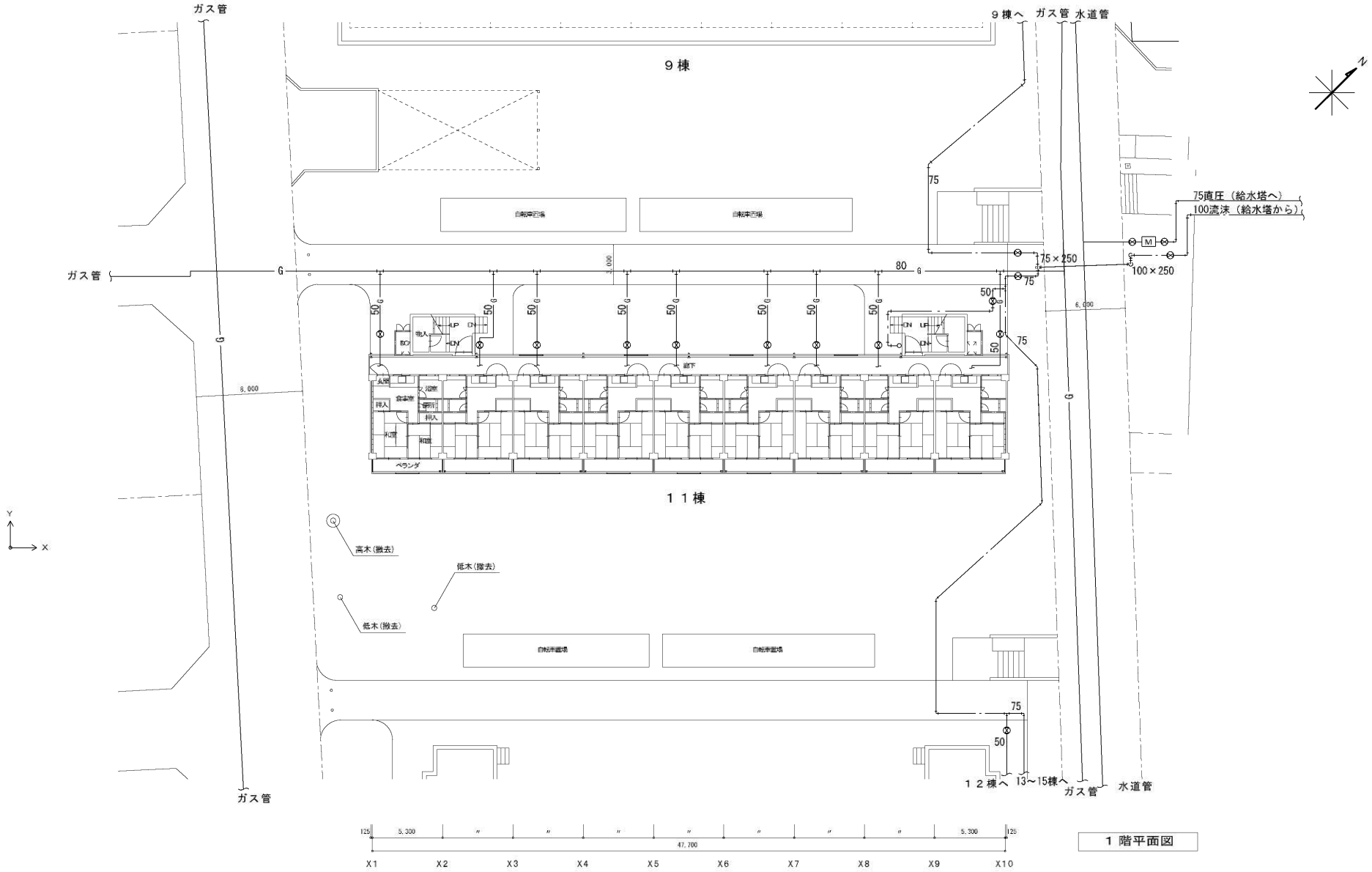

記事	設計	設計変更 No. ( ) 枚の内	京都市西野山市営住宅増築工事 ただし，４棟ほか５棟エレベーター棟増築工事	設計図 No. 74 (80) 枚の内
		平成　年　月	１２棟　現況配置図兼１階平面図	縮尺 1／200　平成２５年　３月
	１級建築士登録　第　号	課長　課長補佐・係長　係員	企画設計課　課長　課長補佐・係長　係員	

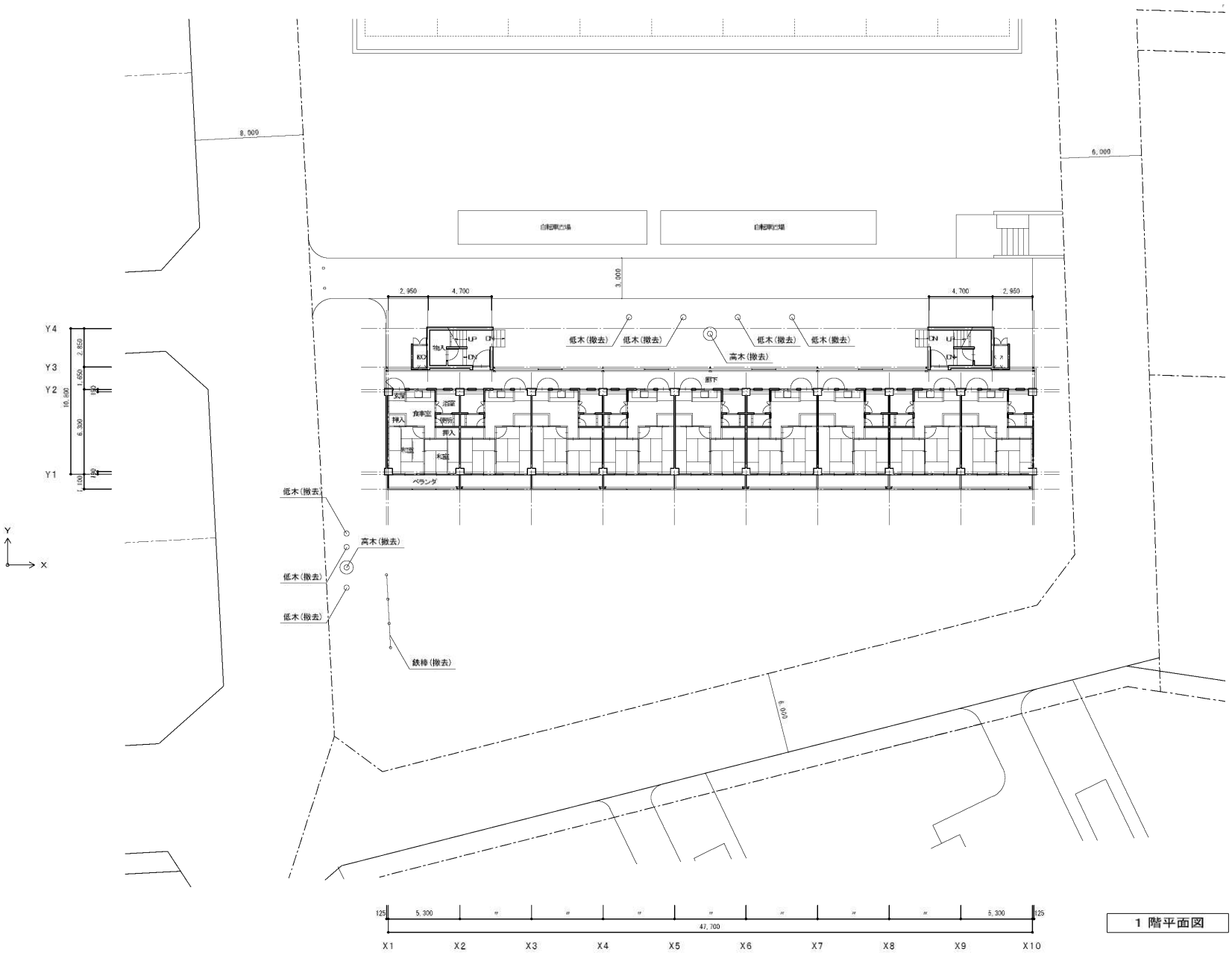

１階平面図

記事	設計	設計変更 No. 枚の内	京都市西野山市営住宅増築工事 ただし，４棟ほか５棟エレベーター棟増築工事	設計図 No. 75 80 枚の内
		平成　年　月	１２棟　現況２～５階平面図	縮尺 1／200　平成２５年　３月
	１級建築士登録　第　号	課長　課長補佐・係長　係長	企画設計課　課長　課長補佐・係長　係長	

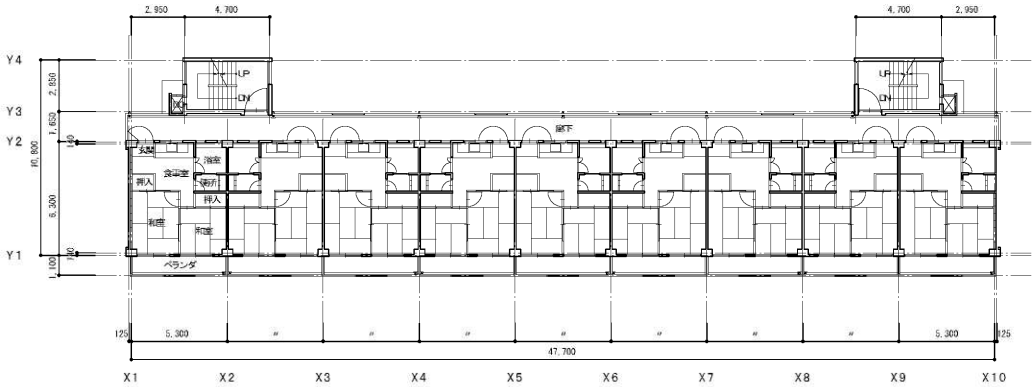

２～５階平面図

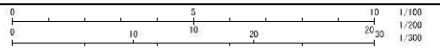

A2

記事	設計	設計変更 No. ( ) 枚の内	京都市西野山市営住宅増築工事 ただし、４棟ほか５棟エレベーター棟増築工事	設計図 No. 76 (80) 枚の内
		平成　年　月	１２棟　現況屋根伏図	縮尺 1／200　平成２５年　３月
	１級建築士登録　第　号	課長　課長補佐・係長　係員	企画設計課　課長　課長補佐・係長　係員	

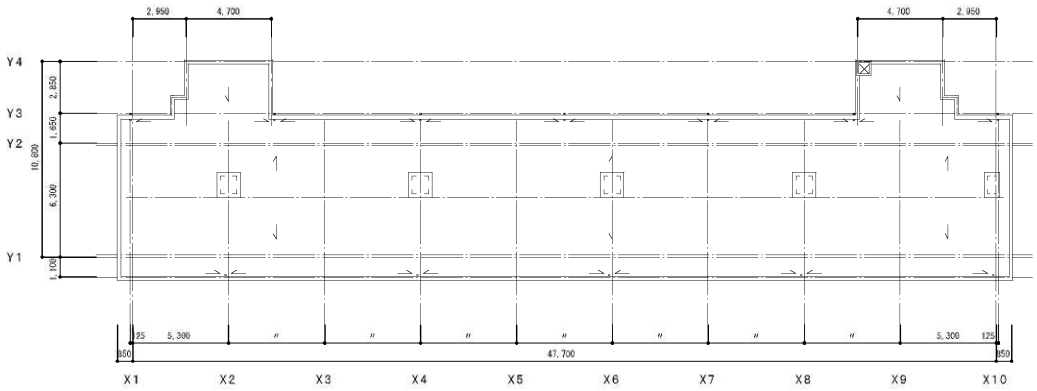

屋根伏図

記事	設計	設計変更 No. 枚の内	京都市西野山市営住宅増築工事 ただし、4棟ほか5棟エレベーター棟増築工事	設計図 No. 77 80 枚の内
		平成 年 月	１２棟　現況立面図	縮尺 1／200　平成２５年　３月
	１級建築士登録 第 号	課長　課長補佐・係長　係員	企画設計課　課長　課長補佐・係長　係員	

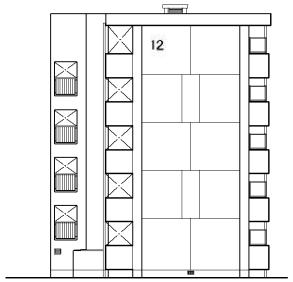

西側立面図

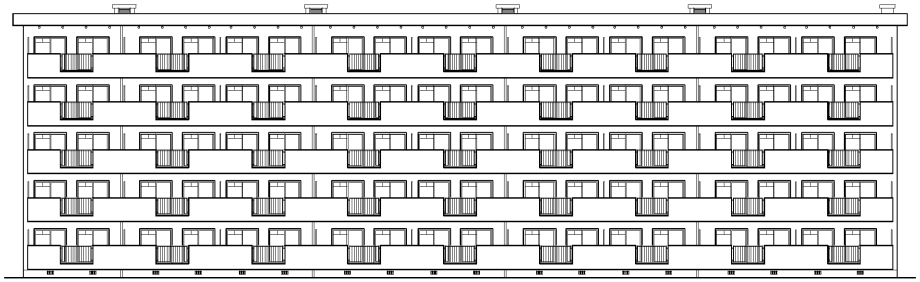

南側立面図

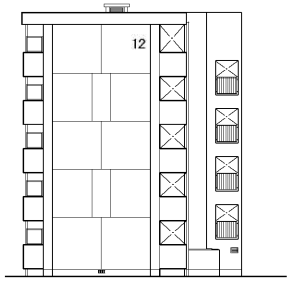

東側立面図

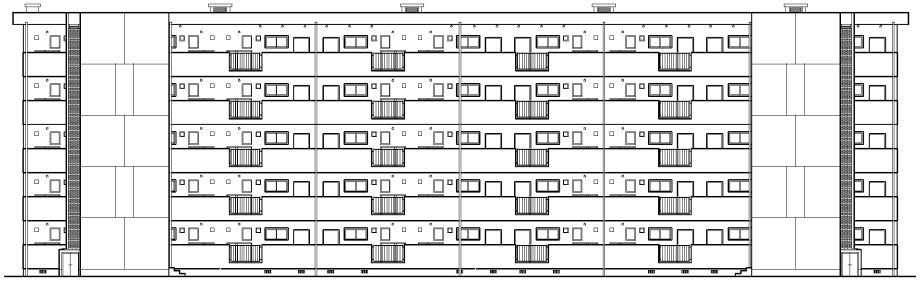

北側立面図

0 5 10 1/100
0 10 20 1/200
0 10 20 30 1/300

A2

記事	設計	設計変更 No. (枚の内)	京都市西野山市営住宅増築工事 ただし、４棟ほか５棟エレベーター棟増築工事	設計図 No. 78 (80 枚の内)
		平成　年　月	１２棟　現況断面図	縮尺 － 平成２５年　３月
	１級建築士登録　第　号	課長　課長補佐・係長　係員	企画設計課	課長　課長補佐・係長　係員

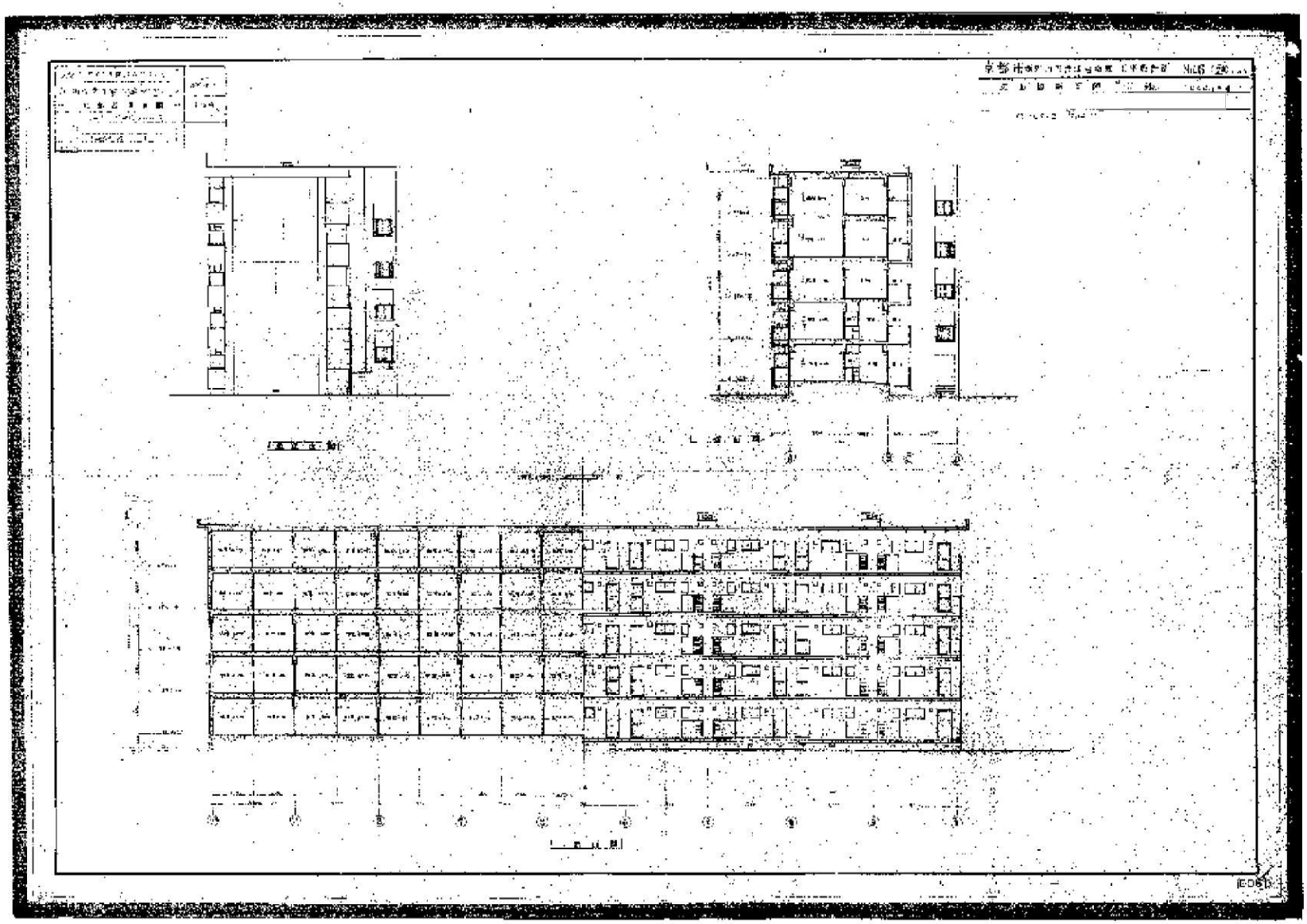

1/100
1/200
1/300

記事	設計	設計変更 No. ( ) 枚の内	京都市西野山市営住宅増築工事 ただし，４棟ほか５棟エレベーター棟増築工事	設計図 No. 79 (80) 枚の内
		平成　年　月	１２棟　現況電気配線図	縮尺 1／200　平成２５年　３月
	１級建築士登録　第　号	課長　課長補佐・係長　係員	企画設計課　課長　課長補佐・係長　係員	

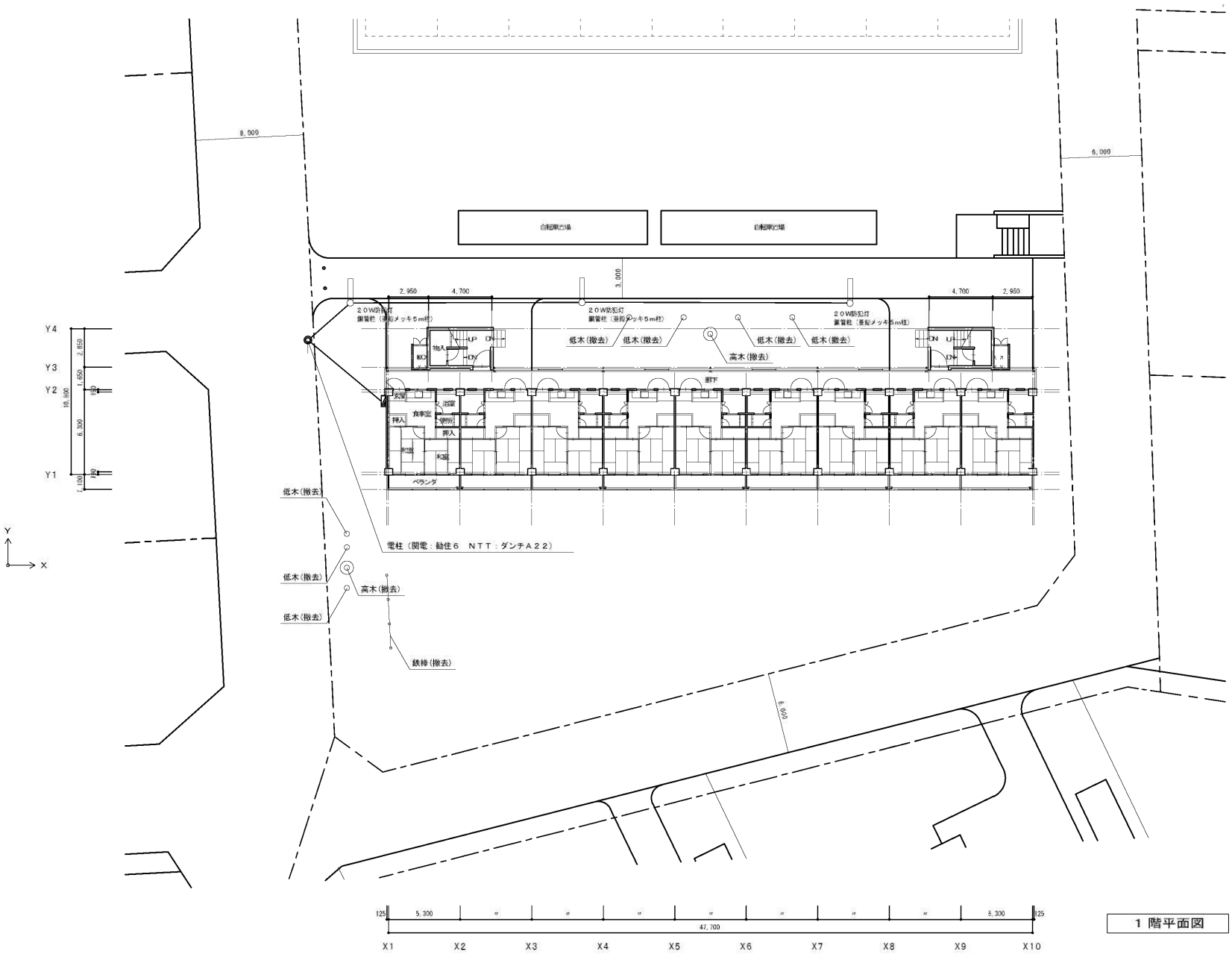

１階平面図

0　5　10　1/100
0　10　20　1/200

記事	設計	設計変更 No. ( ) 枚の内	京都市西野山市営住宅増築工事 ただし，４棟ほか５棟エレベーター棟増築工事	設計図 No. 80 (80) 枚の内
		平成　年　月	１２棟　現況配管図	縮尺 1／200　平成２５年　３月
	１級建築士登録　第　号	課長　課長補佐・係長　係員	企画設計課　課長　課長補佐・係長　係員	

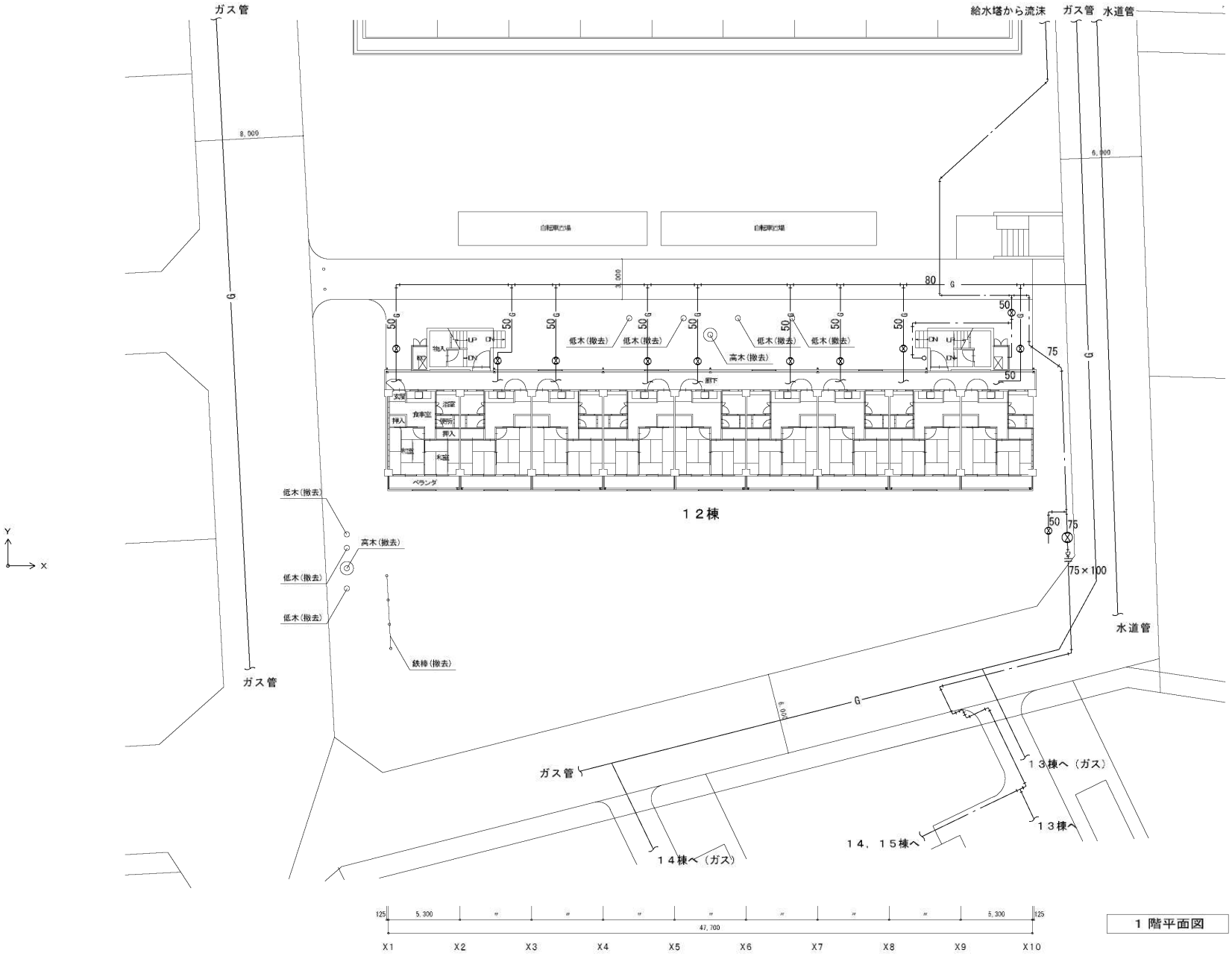

別紙第５

建築工事特記仕様書

改修工事特記仕様書

京　都　市
ただし，

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　　京　都　市

2．工　　期　　契約の日から平成　　年　　月　　日まで
（工期には，完成検査及び手直しの必要がある場合に要する期間並びに揮発性有機化合物の室内空気測定を行う場合の養生期間等を含む。）
施工に当たっては，工事請負契約書の趣旨を踏まえ，必要な部材等の調達を含め工期内に工事を完成させること。

3．工事種目
1）工事種目

2）交通誘導員　・A　※B　（警備保障会社の警備員とする。）
（農林水産省及び国土交通省発表の公共工事設計労務単価に記載の交通誘導員）
工事期間中（　　）名を配置する。
ただし，主要資材等の搬出入時については適宜増員し，工事の安全を図ること。
上記以外で増員する場合は，監督職員と協議のうえ配置すること。

4．別途工事
電気設備　　（ただし，仮設用・工事用は本工事に含む）
空気調和設備　　（ただし，仮設用・工事用は本工事に含む）
給排水・衛生・ガス工事　　（ただし，仮設用・工事用は本工事に含む）
上記の他，工事区分表による。
なお，別契約の施工上密接に関連する工事については，監督職員の調整に協力し，当該工事者とともに，工事全体の円滑な施工に努めること。　[1.1.7]

5．その他
※本工事の施工に当っては，可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めること。
※本工事の型枠材料については，熱帯木材の保護の見地から，型枠合板については複合型枠合板（心材針葉樹材）の使用に努めること。
※本工事の施工にあたり，別に定めるシックハウス対策を行うほか，積極的に室内換気に努め，ＶＯＣ等の放散を図ること。

Ⅱ．摘　　要

1．図面及び特記仕様書に記載されていない事項は，以下を適用する。
（1）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成22年版）」（以下「標準仕様書」という。）
（2）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成22年版）」（以下「改修標準仕様書」という。）
（3）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説（平成18年版）（以下，「解体仕様書」という。）
また，本工事に電気設備工事及び機械設備工事を含む場合は，それぞれ当該工事の標準仕様書を適用する。

2．適用範囲
（1）項目は，番号に○印の付いたものを適用する。
（2）特記事項は，⊙印の付いたものを適用する。
⊙印の付かない場合は，※印の付いたものを適用する。
⊙印と⊗印が両方付いている場合は，共に適用する。
（3）特記事項に記載の（　）内表示番号は，標準仕様書の当該項目，当該図，又は当該表を示す。
（4）特記事項に記載の［　］内表示番号は，改修標準仕様書の当該項目，当該図，又は当該表を示す。
（5）特記事項に記載の〈　〉表示番号は，解体仕様書の当該項目，当該図，又は当該表を示す。
（6）設計図書に規定する事項は，請負者の責任において履行するものとする。

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	1．関係法令等の遵守 [1.1.13]	工事の施工に当たっては，工事請負契約書，京都市契約事務規則，建築基準法，建設業法，労働基準法，労働安全衛生法，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。），建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）等の関係する法令を遵守する。
	2．優先順位	設計図書の優先順位は，下記による。 1．特記仕様書 2．設計図面 3．改修標準仕様書 4．標準仕様書 5．解体仕様書
	3．設計変更	工事内容の変更に伴う請負工事価格の変更は，次の算式による。 （変更後）請負工事価格＝ ｛（変更後）工事価格×（（変更前）請負工事価格／（変更前）工事価格）｝ （［　　］内千円未満切捨て） なお，請負工事価格とは，請負代金額から消費税等相当額を減じた額とする。
	4．契約の保証	契約保証の額は原則下記のとおりである。ただし，低入札価格調査を経て契約を締結した場合には，「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」によるものとする。 ※保証の額は請負代金額の１０分の１以上とする。 （低入札価格調査を経て契約を締結した場合はこの限りでない） ・保証の額は請負代金額の１０分の３以上とする。 （WTO政府調達協定の対象の大規模な工事又は公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限る）を付した場合） ・保証の免除
	5．低入札価格調査制度	1　京都市公共工事低入札価格調査取扱要領（以下「取扱要領」という。）第５条に基づく調査対象者（以下「調査対象者」という。）は，取扱要領第７条に定める調査項目に関する資料を提出しなければならない。 2　前項に定めるもののほか，低入札価格調査に関し必要な事項については，取扱要領に定めるものとし，調査対象者はこれに誠意を持って応じなければならない。 3　調査対象者が請負者となった工事については，次に掲げる事項に応じなければならない。 （1）施工計画書の内容のヒアリング 改修標準仕様書に基づく施工計画書の提出に際して，その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは，請負者はこれに応じなければならない。 （2）施工体制台帳等の提出及びその内容のヒアリング ア　請負者は，下請業者を使用する場合は，建設業法により施工体制台帳を作成する必要がない場合であっても，同法に定める施工体制台帳と同様な書類を提出しなければならない。 イ　施工体制台帳又は（ア）に規定する施工体制台帳と同様な書類の提出に際して，その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは，請負者はこれに応じなければならない。 （3）施工段階ごとの工事報告書の提出及びその内容のヒアリング 請負者は，監督職員の求めに応じて施工段階ごとの工事報告書を提しなければならない。施工段階ごとの工事報告書の提出に際して，その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは，請負者はこれに応じなければならない。 （4）安全点検実施報告書の提出及びその内容のヒアリング 請負者は，監督職員の求めに応じて仮囲い，擁壁　足場，火災予防及び建設公害防止等について安全点検を実施し，安全点検実施報告書を提出しなければならない。また，安全点検実施報告書の提出に際して，その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは，請負者はこれに応じなければならない。
	6．請負代金の支払い条件	請負代金の支払条件は原則下記のとおりである。ただし，低入札価格調査を経て契約を締結した場合の前払金及び中間前払金の取扱については，「京都市公共工事低入札価格調査取扱要領」及び「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要綱」によるものとする。 (6-1)単年度契約工事 ・請負代金額は下記の条件で支払う。 1．前払金：請負代金額の［　　］%以内 （ただし，３億円を限度とする。） 2．中間前金払及び部分払 中間前金払及び部分払については，いずれか一方を請負者が選択するものとする。それぞれの内容については下記のとおりとする。 （1）中間前金払の場合：請負代金額の（　　）%以内 中間前払金の支払いは，請負者からの請求により，本市が「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要綱」に掲げるすべてに該当したことを確認したうえで行うものとする。 ただし，1会計年度につき中間前払金の支払限度額は1億5千万円とする。 （2）部分払の場合：回数　平成（　　）年度（　　）回以内 3．完成払：完成後 (6-2)債務負担行為に基づく複数年契約工事 ・請負代金額は下記の条件で支払う。 ・請負代金額は下記の条件で支払うが，契約年度に，契約会計年度及び翌会計年度の出来高予定額に対する前払金を支払う。 1．前払金（低入札価格調査制度を経て契約を締結した場合はこの限りでない。） 支払年度　前払金支払限度額 平成［　］年度　平成［　］年度工事出来高予定額の［　］%以内 平成［　］年度　平成［　］年度工事出来高予定額の［　］%以内 平成［　］年度　平成［　］年度工事出来高予定額の［　］%以内 （ただし，各支払年度において３億円を限度額とし，かつ各支払年度の支払限度額を超えることは出来ない。） 2．中間前金払及び部分払 中間前金払及び部分払については，いずれか一方を請負者が選択するものとする。それぞれの内容については下記のとおりとする。 （1）中間前金払の場合（低入札価格調査を経て契約を締結した場合はこの限りでない） 支払年度　中間前払金支出限度額 平成［　］年度　平成［　］年度工事出来高予定額の［　］%以内 平成［　］年度　平成［　］年度工事出来高予定額の［　］%以内 平成［　］年度　平成［　］年度工事出来高予定額の［　］%以内 中間前払金の支払いは，請負者からの請求により，本市が「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要綱」に掲げる要件のすべてに該当したことを確認したうえで行うものとする。ただし，1会計年度につき中間前払金の支払限度額は1億5千万円とする。 なお，各会計年度の年度末に限り，各会計年度における支払限度額の範囲で，当該年度末における出来高に応じて部分払を行うことができる。 （2）部分払の場合：回数　平成（　　）年度（　　）回以内 平成（　　）年度（　　）回以内 平成（　　）年度（　　）回以内 3．完成払：完成後 各年度の支払限度額，工事出来高予定額：概ね下記の比率による。 支払年度　支払限度額　工事出来高予定額 平成［　］年度　請負代金額の［　］%　請負代金額の［　］% 平成［　］年度　請負代金額の［　］%　請負代金額の［　］% 平成［　］年度　請負代金額の［　］%　請負代金額の［　］% （ただし，前払金，部分払金の当該年度の累計は，その年度の支払限度額を超えることは出来ない。）
	7．工事保険	工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を対象とする建設工事保険又は組立保険及び第三者に対する対人・対物事故による法律上の損害賠償責任を負担できる請負業者損害賠償責任保険に加入し，その「証書の写し」を本市に提出する。保険期間は，本市との協議により定めた日（協議の結果として，着工届に記載すること。）又は着工命令の日から工事目的物引渡し

改修工事特記仕様書－１

平成　　年　　月

整備支援課　　課長　　課長補佐・係長　　係員

章	項　目	特　記　事　項
		の日までとする。ただし，機械設置工事等の組立保険期間は，保険の対象物が発生する日から工事の目的物の引渡しの日までとする。 なお，団体保険等に付している場合については，上記「証書の写し」に加え，当該保険に加入している団体等へ請負者が加入していることを証明する書類（以下，「工事保険加入証明書」という。）を提出すること。
	8．建設協力金	工程管理，現場管理（安全衛生，仮設，養生，清掃他），周辺の道路管理（清掃，事故防止，ガードマン他）等，別途工事の業者と共同で処理すべき以下の事項については，当該業者と協力金を組織し，工事の円滑な進行を図り，費用についても全員で負担すること。 1　事故防止 2　付近道路及び仮設道路の維持管理 3　その他工事中に発生した問題について，本市が指示した事項
	9．工事区分	工事区分表による。
	10．覚書の締結	本工事において，周辺住民等との間に覚書等が締結された場合は，その締結事項を遵守する。
	11．各種調査等	請負者は本工事が，公共事業労務費調査等の対象工事となったときは，調査者照の作成等に協力すること。
	12．建設業退職金共済制度	請負者は，本工事に関わる現場雇用労働者（下請負者が雇用する労働者を含む。）の退職金制度について適切に努めること。 なお，建設業退職金共済制度対象労働者を雇用する場合については以下の１～４に注意し適切に運用し，また，予定価格（税込）が1,000万円以上の工事については５～７の義務を監督職員に提出すること。 1　請負者は，建設業退職金共済組合に加入し，本工事に必要な共済証紙の確保を行うこと。 2　請負者は，対象労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。また，下請契約を締結する際には，下請負者に対して本制度の周知徹底を図ること。 なお，下請負者の規模が小さく管理事務の処理の面で万全でない場合は，請負者がその事務を代行すること。 3　現場の状況に応じて，「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」という標識（シール）を，工事事務所及び工事現場の出入口等の現場労働者の見やすい場所に掲示すること。 4　その他，「建設業退職金制度の手引き」を参照すること。 （建設業退職金共済事業本部HP　http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/） 5　請負者は，本工事で共済証紙を購入した場合，掛金収納書を工事請負契約締結後１カ月以内（共済証紙を追加請入したときは工事完成までに）に監督職員に提出すること。 なお，建設業退職金共済制度の対象となる労働者を雇用しない場合は，「不提出理由書」を提出すること。 6　完成検査までに，証紙貼付したことが確認できる資料を提出すること。 7　本市が必要と認めた場合は，本制度の執行状況等の関係資料を提出すること。
	13．産業廃棄物処理関係	1　請負者は，当該契約に係る産業廃棄物の処理に当たっては，廃棄物処理法及びその関係法令の他，京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱（以下「処理対策要綱」という。）を遵守しなければならない。 2　請負者は，前項に掲げる各法令等の趣旨を踏まえ，当該契約に係る産業廃棄物の処理に当たっては，再利用できる場合は当該方法による処理・処分方法を採用するとともに，原則として自ら行い，処理対策要綱第２条第２項第２号に規定する排出事業者として，同要綱第４条の責務を負っていることを十分に認識し，信義に従って誠実に対応しなければならない。 3　請負者は，工事請負契約書第３条に定める請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を提出するときは，当該契約により生じる産業廃棄物の種類，発生量及び処理方法等の必要な事項を「工事請負契約に係る産業廃棄物処理票」に記載のうえ，内訳書に添付しなければならない。 なお，本市が内訳書の提出を免除した場合においても，別途定める様式に必要な事項を記載し，提出するものとする。 4　請負者は，当該契約に係る産業廃棄物の処理状況を明らかにするため，本市の求めに応じて施工計画書，廃棄物処理委託契約書及び産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は受渡確認票（電子マニフェスト）の写しを提出しなければならない。 5　この特記仕様書に反して当該契約の産業廃棄物が処理された場合は，請負者に対して必要な措置を命じることがある。このとき請負者は，速やかに指示に従わなければならない。
	14．建設副産物に関する取扱い	1　請負者は，工事を施工する場合において，あらかじめ，建設リサイクルデータ統合システム（ＣＲＥＤＡＳ）による再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を２部作成し，そのうちの１部を監督職員に提出するとともに，残り１部を工事完成後１年間保管するものとする。対象工事は，請負代金額が１００万円以上の全ての工事とする。 2　請負者は，工事完了後速やかに，建設リサイクルデータ統合システム（ＣＲＥＤＡＳ）による再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書をそれぞれ２部作成し，そのうちの１部を監督職員に提出するとともに，残りの１部を工事完成後１年間保管するものとする。対象工事は，請負代金額が１００万円以上（請負金額の変更があった場合があった場合を含む。）の全ての工事とする。 3　請負者は，建設発生土の搬出を行う場合，工事現場における集積状況，搬出時の積込及び搬出状況並びに受入先における処理状況（搬入時，搬入中，搬入完了）の写真を撮影し，監督職員に提出すること。
	15．資材の再資源化等に関する取扱い	1　本工事が，建設リサイクル法の対象工事に該当する場合は，発注者は，直ちに同法第１２条第１項の規定で定る説明書及び同法第１３条及び省令第１４条に基づく書面を工事担当課に提出すること。 なお，届出の記載内容に変更が生じた場合は，同条第２項の規定により，速やかに届出を再提出すること。 2　請負者は，特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは，建設リサイクル法第１８条の規定に基づく報告書を提出すること。 建設リサイクル法の対象となる工事の種別　対象となる規模 建築物の解体　床面積の合計80㎡以上 建築物の新築・増築　床面積の合計500㎡以上 建築物の修繕・模様替等（リフォーム等）　請負金額が１億円以上 その他の工作物に関する工事（土木工事等）　請負金額が５百万円以上
	16．発生材の処理等 [1.3.8] 〈4.1.1〉〈5.1.1〉〈6.1.1〉	1　以下の発生材については，監督職員の指示する場所に整理し，その調書を監督職員に提出のうえ，本市へ引渡す。 発生材の種類：※ポリ塩化ビフェニル(PCB)を含有しているもの。 ・その他（　　） 建具廻り等に用いられているポリサルファイド系シーリング材のうち，昭和４３～４７年度の製品については，ポリ塩化ビフェニルを有しているおそれがあるため，「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い，本市監督職員の指示した場所に保管すること。 （1）発生材のうち，特別管理産業廃棄物については，以下のとおり処理する。 発生材の種類：※廃石綿（処理方法は[9.1.1]〈6.1.1〉による。） ・その他（処理方法：　　） 3　以下の発生材については，現場において再利用又は再生資源化を図ることとする。 ※　コンクリート ※　コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※　アスファルト ※　木材 なお，再生資源化を図るものと指定したものは，分別を行い，再生資源化施設等（廃棄物処理法律第１４条第４項の許可を受けた施設）に搬入する。ただし，対象建設工事に該当する場合は，報書を作成して監督職員に提出する。 4　石綿の取扱い以下による。 （1）飛散性アスベスト除去工事にあっては，廃棄物処理法，労働安全衛生法及び大気汚染防止法等の関係法令に従い，適正に処理すること。 （2）非飛散性アスベスト成形板等除去工事に当たっては，「石綿障害予防規則（平成２３年８月１日改正施行）」，「非飛散性アスベスト含有建材の除去に関する技術指針」及び次の「非飛散性アスベスト含有建材の除去に関する仕様書」を踏まえ，適正に処理すること。 5　非飛散性アスベスト含有建材の除去に関する仕様書 （1）施工計画書 非飛散性アスベスト含有建材（以下「アスベスト成形板」という。）の除去に際しては，事前に施工計画書を作成し，監督職員の承諾を受ける 。 （2）施工調査 アスベスト成形板の除去に当たり，事前にアスベスト成形板の仕様及び使用部位についての施工調査を行い，調査結果を監督職員に報告する。 （3）施工方法 ア　作業主任者 請負者は，石綿作業主任者を選任し，次の事項を行わせなければならない。 （ア）作業に従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され，又はこれらを呼吸しないように，作業の方法を決定し，労働者を指揮する。 （イ）保護具の使用状況を監視する。 イ　アスベスト成形板の除去 （ア）アスベスト成形板の撤去は，内装材及び外部建具等の除去にさきがけて行う。 （イ）建物内部で除去作業を行う場合は，外部建具を閉鎖するとともに，ガラスの破損個所又は換気扇枠等で散じんが外部に飛散するおそれがある箇所をプラスチックシート等で塞ぐものとする。 （ウ）アスベスト成形板の除去は，可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし，原則として，「手ばらし」とする。 なお，建物外部のアスベスト成形板を除去する場合は，できる限り，原形のまま除去する。 （エ）除去作業中は，散水その他の方法により，アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 （オ）除去作業者には，防じんマスク，防護メガネ及び作業衣を着用させる。 （カ）除去作業後，アスベスト成形板の破片，破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう，真空掃除機等により，清掃及び後片付けを十分に行う。 ウ　アスベスト成形板の集積，運搬等 （ア）除去したアスベスト成形板の集積及び積み込みに当たっては，高所より投下しないことのほか，粉じんの飛散防止に努める。 （イ）細かく破砕されたアスベスト成形板は，湿潤化のうえ，丈夫なビニル袋に入れる等，飛散防止の措置を講じる。 （ウ）除去したアスベスト成形板を運搬するまでの間，現場内に保管する場合は，一定の保管場所を定め，一般の内装材と分別して保管するものとし，シートで覆う等，飛散防止の措置を講じる。また，保管場所には，アスベスト成形板の保管場所であることの表示を行う。

章	項目	特記事項
		（エ）アスベスト成形板の運搬に当たっては，運搬車両の荷台全体をシート等で覆い，飛散防止に努める。 （オ）アスベスト成形板の除去，集積，積込み及び保管等の処理が完了した場合は，速やかに監督員に報告し，確実に処理されたかの確認を受ける。 エ　アスベスト成形板の処分等 （ア）アスベスト成形板は，埋立処分（安定型処分場），アスベストの中間処理に適する溶融施設又は認定を受けた無害化処理施設で処分する。 なお，マニュフェストには，アスベスト成形板であることを明示する。 （イ）除去されたアスベスト成形板の処分が完了した場合は，マニフェストを監督職員に提出し，処分が確実に行われたことの確認を受ける。 オ　上記作業手順等が確認できる写真を提出すること。 カ　その他 この仕様書に記載されていない事項については，「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）による。　[9.1.1～9.1.5]
	17. 電子納品	1　本工事は電子納品の対象とする。 電子納品は，「京都市都市計画局電子納品（建築工事）要領（案）」に基づいて行うものとする。 （要領については，都市計画局都市企画部都市総務課のホームページ http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000007350.html を参照） 本工事の電子納品対象書類は，完成写真，完成図（CADデータを貸与した場合），施設台帳，機器台帳とする。 2　ＣＡＤデータの貸与を　・行う。　・行わない。 貸与するＣＡＤデータの著作権は，京都市が保有している。 貸与するＣＡＤデータは，当該工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。 3　図面等をＣＡＤにより作成する際は，建築ＣＡＤ図面作成要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の最新版により作成するものとし，レイヤの構成は，この作成要領（案）のレベル２を満足すること。 4　電子納品の成果物は，電子媒体（CD-R）で正，副各１部提出する。 5　電子納品の成果物の提出の際には，電子成果物作成支援・検査システムにより，エラーがないことを確認した後，ウイルスチェックを行いウイルスが存在していないことを確認したうえで提出するものとする。 6　その他，電子納品に関する詳細な取扱いについては，受発注者間で協議のうえ，決定する。
	18. 六価クロム溶出試験	本工事は，「六価クロム溶出試験の対象工事であり，以下のとおり下表に示す工種について，六価クロム溶出試験を実施し，試験結果（計量証明書）を監督職員に提出するものとする。 なお，試験方法については，「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（平成13年4月20日，国土交通省通知）によるものとする。また，土質条件，施工条件等により試験方法，検体数に変更が生じた場合は，監督職員と協議するものとし，設計変更の対象とする。 六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数 工種名　工法名　検体数 工　工法　配合設計段階　検体 工　工法　配合設計段階　検体
	19. 提出書類	提出する書類は，下記による。 1　契約締結後（又は着工命令後）に提出するもの（各１部） a．着工届　b．現場代理人等通知書（本市契約課受付後） c．経歴書　d．資格者証の写し　e．予定工定表 f．下請負契約等の通知書 g．労災保険成立証明書又は労災保険加入証明書 h．請負代金内訳書（契約後速やかに提出。） （「請負代金内訳書」は別添資料に示す構成（種目，科目及び中科目等）とし，「公共建築工事内訳書標準書式（平成24年版）」に準拠して作成すること。） i．工事請負に係る産業廃棄物処理票 j．建設リサイクル法第１２条第１項に基づく説明書 k．建設リサイクル法第１３条及び省令第１４条に基づく届出 l．再生資源利用計画書，再生資源利用促進計画書 m．工事実績関係書類　n．建設業退職金共済制度関係書類 o．証書の写し（賠償責任保険含む）及び工事保険加入証明書（必要時）（7．工事保険の項による。） p．組織表及び緊急連絡表 2　前払金請求のときに提出するもの a．前払金・出来高支払請求書（１部） b．保証証書（正１部，副１部） c．振込依頼書兼振込済通知書（１部） 3　中間前払金請求のときに提出するもの a．前払金・出来高支払請求書（１部） b．保証証書（正１部，副１部）　c．認定調書（写し）（１部） d．振込依頼書兼振込済通知書（１部） 4　部分支払金請求のときに提出するもの a．既済部分検査請求書（２部） b．前払金・出来高支払請求書（１部） c．振込依頼書兼振込済通知書（１部） 5　完成時に提出するもの a．完成通知書（２部） b．前払金・出来高支払請求書（１部） c．振込依頼書兼振込済通知書（１部） d．引渡書（１部）　e．各種保証証書（１部） f．コンクリート荷受確認書（本市指定様式） g．産業廃棄物管理票（紙ﾏﾆﾌｪｽﾄ）または受渡確認票（電子ﾏﾆﾌｪｽﾄ）の写し ※紙ﾏﾆﾌｪｽﾄの場合は，廃棄物の種類ごと，行き先（処分事業場）ごとに代表的な帳票の写し（Ａ．Ｂ２．Ｄ．Ｅ）を１部ずつ提出すること。 h．完成図　i．保全に関する資料　j．完成写真
	20. 工事写真	1　工事写真の撮り方（建築編改訂第3版）（建設省大臣官房官庁営繕部監修）により作成　１部提出する。 撮影用具　※35mmフィルムカメラ又はデジタルカメラ ・35mm等のフィルムカメラ 2　完成写真は，カラープリント（DPE）のうえ，アルバムに整理し，2部（ネガ1部又はデータ共）を提出する。 分類・規格　撮影内容　撮影数 カラープリント（DPE）　建物全体　３～４ 室　内　各１～２ 付帯施設　監督職員指示 なお，完成写真は専門家の撮影によるものとし，一切の著作権を本市に帰属させること。
	21. 完成図 [1.8.2]	1　作成方法は次による。 ・ＣＡＤ　・手書き又はＣＡＤ 2　完成図の原図のサイズは以下のとおりとする。 ・Ａ１　※Ａ２　・Ａ３ 3　提出は，原図1部及び製本２部とする。
	22. 保全に関する資料 [1.8.3]	[1.8.3]による。 提出部数：２部（ただし，[1.8.3(a)(5)]及び施設台帳（本市指定様式）にあっては，本市支給フロッピーディスク共）
	23. 関係官庁への提出 [1.1.3]	本工事に必要な関係官公署等への申請手続等は，請負者の負担により行う。
	24. 工事実績情報の登録 [1.1.4]	請負代金額が５００万円以上の工事については，工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）入力システム（日本建設情報総合センター）に基づき，「工事カルテ」を作成し，監督職員に確認を受けたうえ，（財）日本建設情報総合センターに登録手続きを行うとともに，受領書の写しを監督職員に１部提出する。 ただし，請負代金額が５００万円以上２，５００万円未満の工事については受注・訂正時のみ登録するものとする。 1　工事受注時　契約工期の開始日から１０日以内 2　登録内容の変更時　変更契約締結後１０日以内 3　工事完成時　工事完成後１０日以内 ただし，期間には，休日を含まない。また，変更時と完成時の間が１０日に満たない場合は，変更時の提出を省略できるものとする。
	25. 施工体制台帳（書類の書式等）[1.1.5]	請負者は，締結した下請契約の代金の額（当該下請が２以上あるときは，それらの請負代金の総額）が３，０００万円（建築一式工事においては，４，５００万円）以上になるときは，「施工体制台帳に係る書類に関する実施要領」（平成１３年３月３０日国営技第３０号）で定める施工体制台帳を作成する。また，作成に当たっては，「施工体制台帳の作成等について」（平成２４年５月１日国土建第５８号）により追加された記載事項に留意すること。 施工体制台帳は，工事現場に備えるとともに，写しを監督職員に提出する。また，施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所へ掲示すること。
	26. 実施工程表 [1.2.1]	工事の着手に先立ち，実施工程表を作成し，監督職員の承諾を受ける。
	27. 施工計画書 [1.2.2]	1　工事の着手に先立ち，工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し，監督職員に提出する。 2　品質計画，一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書を，当該工事の施工に先立ち作成し，監督職員に提出する。ただし，あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は，この限りでない。 3　２の施工計画書のうち，品質計画については，監督職員の承諾を受ける。
	28. 施工図等 [1.2.3]	施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し，監督職員の承諾を受ける。
	29. 工事記録 [1.2.4]	1　請負者は，工事内容及び工程別の作業員数等を記録した工事日報を原則として毎日，監督職員に提出する。 2　その他，工事記録については，[1.2.4]による。
	30. 電気保安技術者 [1.3.3]	本工事の施工に伴い，電気工作物を設置した場合は，必要に応じて，電気保安技術者を配置し，適切に管理すること。
	31. 施工条件 [1.3.5]	1　作業時間等（労働時間短縮の推進について） ※作業時間等は以下による。　・作業時間等は図示による。 請負者は労働時間短縮の推進を図るため，作業は原則として，本市の休日を定める条例による休日（日曜日，土曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日等（以下「休日」という。））は行わないこととし，平日に行うよう努めなければならない。 なお，作業内容，作業工程の都合等により作業時間の延長，休日作業を実施する場合は監督職員と協議すること。（その場合，検査及び施工の立会いは，原則として行わない。） 2　建設機械 公害の防止に努め，工事に当たっては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年建設省告示第1536号）に基づき指定された建設機械を使用する。
	32. 施工中の安全確保 [1.3.7]	建築基準法，労働安全衛生法その他関係法令等に定めるところによるほか，建設工事公衆災害防止対策要綱に従うとともに，建築工事安全施工技術指針を参考に，常に工事の安全に留意して現場管理を行い，施工に伴う災害及び事故の防止に努める。
	33. 施工中の環境保全等 [1.3.11]	1　建築基準法，建設リサイクル法，環境基本法，騒音規制法，振動規制法，大気汚染防止法，水質汚濁防止法，廃棄物処理法，土壌汚染対策法，資源の有効な利用の促進に関する法律（以下，「資源有効利用促進法」という。）その他関係法令等に定めるところによるほか，建設副産物適正処理推進要綱に従い，工事の施工の各段階において，騒音，振動，粉塵，臭気，大気汚染，水質汚濁等の影響が生じないよう，周辺環境の保全に努める。 2　仕上塗材，塗料，シーリング材，接着剤その他の化学製品の取扱いに当たっては，当該製品の製造所が作成した化学物質等安全データシート（ＭＳＤＳ）を常備し，記載内容の周知徹底を図り，作業者の健康，安全の確保及び環境保全に努める。
	34. 後片付け [1.3.13]	工事の完成に際しては，建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。
	35. 環境への配慮 [1.4.1]	工事に使用する材料は，アスベストを含有しないものとする。
	36. 材料の品質等 [1.4.2][1.4.5]	1　工事に使用する材料で，設計図書に記載なきものは，JIS又はJASによる。規格制定のないものは，監督職員の承諾を受けること。 なお，見本により決定するものは，施工前に見本品を提出し，あらかじめ監督職員の承諾を受けること。 2　製材等，フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は，グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い，あらかじめ，「木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁平成１８年２月１５日）に準拠した証明書を監督職員に提出する。 3　材料検査及び施工検査に伴う試験は，公的試験所で行う場合を除き，原則として監督職員の立会いを受ける。
	37. 技能士 [1.6.2]	適用する技能士は，次表による。 請負者は，工事細分に掲げる内容に該当する工事の着手前に技能士を選定し，書面をもってその氏名を監督職員に報告しなければならない。 なお，その際，技能士手帳又は合格証書の写し等有資格者であることを証明するものを添付しなければならない。 請負者は，報告した技能士を変更しようとする場合は，事前にその旨を監督職員に書面をもって報告しなければならない。 工事種別　工事細分　適用技能士の区分　作業内容 ・鉄筋工事　加工及び組立　鉄筋施工技能士（鉄筋組立作業）　鉄筋の加工及び組立作業 ・コンクリート工事　型枠　コンクリート圧送　型枠組立て工事作業 コンクリート圧送　鉄筋施工技能士　コンクリート圧送工事作業 ・鉄骨工事　鳶入及び組方　鳶とび技能士　とび作業 ・防水工事　・アスファルト防水　1級防水施工技能士　アスファルト防水工事作業　アスファルト防水工事作業 ・改質アスファルトシート防水　改質アスファルトシート工法（防水工事作業）　改質アスファルトシート防水工事作業 ・塗膜防水　ウレタン系塗膜防水（工事作業）　ウレタン系塗膜防水工事作業 ・合成高分子ルーフィング防水　合成ゴムシート防水（工事作業）　合成ゴムシート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水（工事作業）　塩化ビニル系シート防水工事作業 ・シーリング　シーリング防水施工技能士　シーリング防水工事作業 ・ＥＶＡ防水　ＥＶＡ系防水工事作業　ＥＶＡ系防水工事作業 ・塗膜防水（種別以外）　ウレタン系塗膜防水（工事作業）　ウレタン系塗膜防水工事作業 ・ＦＲＰ塗膜防水　ＦＲＰ防水工事作業　ＦＲＰ防水工事作業 ・石工事　・モニュメント設置の石張り　石材施工技能士（石張り作業）　石張り工事作業 ・大理石張り ・内壁湿式ﾓﾙﾀﾙ張り　タイル張り施工技能士　タイル張り作業 ・外壁湿式ﾓﾙﾀﾙ張り　タイル張り施工技能士　タイル張り作業 ・タイル工事　・外壁湿式ﾓﾙﾀﾙ張り型枠先付け　タイル張り型枠先付け作業 ・屋根及びとい工事　・長尺金属板葺　板金製板金施工技能士（内外装板金作業）　屋根金属葺板葺 ・折板葺 ・屋根瓦葺　瓦からぶき施工技能士　かわらぶき工事 ・外壁改修工事　エポキシ樹脂注入工事　樹脂注入施工技能士　※単一等級 ・その他　（　）　（　）　（　）　（　） ※適用工事であっても，当該工事種別の施工面積等が小さい場合は，監督職員と協議のうえ，当該工事種別の技能士の適用を除外することができる。
	38. 揮発性有機化合物の室内濃度の測定 [1.6.9]	揮発性有機化合物の室内濃度について，工事期間内に報告すること。 なお，事前に測定に関する計画書（測定方法，分析期間，専門機関等の資料を添付）を作成し，監督職員の承諾を受けること。 測定対象室　※改修室　全室 ・対象室名（　） 測定箇所数　室の床面積m²　A≦50　50＜A≦200　200＜A≦500　500＜A 測定箇所数　1　2　3　4 全測定箇所において，測定対象化学物質の濃度を同時に測定する。 測定方法　測定は，パッシブ型採取機器を用いて以下の要領で行う。 測定の準備　①30分間放置　②5時間開閉　採取機を設置 測定　③原則24時間（8時間）測定　採取機を回収 測定設備は１回とし，複数回の測定は不要とする。 ①②③において，機器類等又は空気用採取機は稼動させたままとする。ただし，周所的な機器類等で常時稼動させないものは停止させたままとする。 測定対象化学物質　測定対象化学物質名　厚生労働省指針値（25℃の場合） ※ホルムアルデヒド　0.08ppm以下 ※トルエン　0.07ppm以下 ※キシレン　0.20ppm以下 ※エチルベンゼン　0.88ppm以下 ※スチレン　0.05ppm以下 ・アセトアルデヒド　0.03ppm以下 ・パラジクロロベンゼン　0.04ppm以下
	39. 化学物質を放散する建築材料等	ホルムアルデヒドの放散量が「規制対象外」に該当する建築材料とは以下のものとする。 1　ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品 2　建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 3　下記表示のあるＪＡＳ規格品 （1）非ホルムアルデヒド系接着剤使用 （2）接着剤等不使用 （3）非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 （4）ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 （5）非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 （6）非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 ホルムアルデヒドの放散量が「第三種」に該当する建築材料とは以下のものとする。 1　ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆規格品 2　建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 3　旧ＪＩＳのＥ0規格品 4　旧ＪＡＳのＦco規格品
	40. 工事検査	[1.7.1]による。
	41. 技術検査（中間技術検査）	監督職員が必要に応じて定めることとする。　[1.7.2]
	42. 工事現場における表示板設置	1　設　置 同一工事現場において，複数の工事がある場合は，１枚にまとめることができる。 2　文　字 常用漢字を使用し，字体は角ゴシック，工事名称は５０％角，その他は４０％角とする。 3　大きさ 列間を１５％又は３０％，四辺の余白を５０％とし，文字数及び列数により，必要な寸法とする。 4　表　示 工事名称：工事請負契約書の工事名を記入する。 発注：「京都市」と記入する。 設計：「京都市都市計画局公共建築部整備支援課」及び「●●●築事務所」を記入する。 監理：「京都市都市計画局公共建築部工務監理課」及び「●●●築事務所」を記入する。 施工：請負者名を記入する。 連絡先：「京都市都市計画局公共建築部工務監理課」及び「電話０７５－２２２－３６５１」を記入するとともに，請負者名及び電話番号も併せて記入する。 5　色 地色は，白（又は●●）とする。文字は，黒（又は●●）とする。 6　その他 詳細については，監督職員の指示による。

章	項目	特記事項

2 仮設工事

1. 足場その他

1）外部足場 [2.2.1(d)]
※A種－1（枠組み足場W＝９００　２枚布）手すり先行工法(手すり先送り方式は不可)
・A種－2（枠組み足場W＝９００　２枚布）　・B種（単管本足場）・C種　・D種
・高所作業車
(手すり先行工法)
足場を設ける場合は，「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により，「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり，中さん及び幅木の機能を有する足場とし，足場の組立て，解体または変更の作業は，「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり提置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
2）内部足場　※脚立　・単管ステージング（階段室）　・図示による。 [2.2.1(c)]
3）防護シート等による養生 [2.2.1(d)(1)]
※適用する（JIS A 8952　防炎Ⅰ類　ﾅｲﾛﾝ製）　・図示による。
4）仮囲い　※図示による。（詳細は，打合わせのうえ，決定する。）
5）仮設間仕切り　※A種　・B種　・図示による。 [2.3.2]
6）材料，撤去材等の運搬方法 [2.2.1(e)]
・B種(ﾄﾗｯｸｸﾚｰﾝ等)　・C種(既存ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ)　・D種(既存階段)　・E種(登り桟橋等)

2. 養生

1）既存部分の養生（既存家具等含む）　※ビニールシートなど [2.3.1(c)]
2）固定された備品，机，ロッカー等の移動 [2.3.1(e)]
・行う。（図示による。）　・行わない。

3. 仮設物撤去その他

工事で使用した敷地で非舗装部分は，必要に応じて山砂敷き均しの上，ローラー転圧を行うこと。 [2.5.1]

4. 工事用水・電力

既存施設　※施設管理者と打合わせの上利用できる　・利用できない

5. 監督職員事務所

・設置する　※設置しない [2.4.1]
監督職員事務所の仕様

種別	規模	備品等	電話	その他
1号	10㎡以上	衣類ロッカー，机及び椅子（スチール），書棚，黒板，寒暖計，ラジオ，冷暖房機器，電卓，冷蔵庫，軍手，長くつ，保護帽，湯沸し，消火器，手洗い，雨合羽，時計，掃除具，懐中電灯　等	要	

3 撤去工事

1. 撤去範囲

1）撤去範囲は図示による。
2）撤去は，監督職員と十分打合せのうえ，騒音やほこりの発生等に十分注意すること。
3）撤去範囲以外及び備品等を破損した場合は，請負者の責任において速やかに補修し，復旧すること。
なお，発生材及び工事用残材等は，1章15項及び18項により，請負人の責任において適正に処理すること。

4 防水改修工事

1. 降雨時養生

降雨などに対する養生は十分行い，万一雨漏りの場合は，請負者の責任で復旧すること。[3.1.3(e)]
※[3.1.3]により行う。　・図示による。

2. 防水改修方法の種類及び工程

※改修工法の表示内容は以下により，適用箇所は図示による。 [3.1.4]
①　分類　改修工法の表示内容は以下による。
○　○　○　工法
新規防水工法の種別による区分
既存の保護層及び防水層の撤去・非撤去による区分
既存防水工法による区分
② 既存防水工法による区分
Ｐ－保護ｱｽﾌｧﾙﾄ防水
Ｍ－露出ｱｽﾌｧﾙﾄ防水
Ｔ－保護ｱｽﾌｧﾙﾄ断熱防水
Ｓ－合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水
Ｌ－ｳﾚﾀﾝ系塗膜防水
③ 既存防水の保護層及び防水層の撤去・非撤去による区分
１－保護層及び防水層撤去
２－保護層撤去及び防水層非撤去（立上り部等は撤去）
３－露出防水層撤去
４－露出防水層非撤去（立上り部等は[表3.1.1]による）
０－保護層及び防水層非撤去(立上り部等は[表3.1.1]による)
④ 新規防水工法の種別による区分
Ａ－屋根保護ｱｽﾌｧﾙﾄ防水密着工法
Ｂ－　同　上　絶縁工法
Ａ１－　同　上　密着断熱工法
Ｂ１－　同　上　絶縁断熱工法
Ｃ－屋根露出ｱｽﾌｧﾙﾄ防水密着工法
Ｄ－　同　上　絶縁工法
Ｄ１－　同　上　断熱工法
ＡＳ－改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ防水工法
ＡＳ１－　同　上　断熱工法
Ｓ－合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水工法
Ｓ１－　同　上　防水断熱工法
Ｘ－ウレタン系塗膜防水工法
Ｅ－屋内防水密着工法
Ｙ－ゴムアスファルト系塗膜防水工法

3. 既存防水の処理

1）既設防水の保護層や防水層等の撤去並びに新設する防水層の補修及び処置は [3.2.1] による。
2）工事中の漏水等により，建物等を汚損した場合は，請負者の責任において速やかに補修等を行うこと。

4. アスファルト防水

1）適用　※下表による。　・図示による。 [3.3.1]

・露出防水	・Ｍ３Ｄ（・Ｄ－１　※Ｄ－２）　・Ｍ４Ｃ（・Ｃ－１　※Ｃ－２）
・屋内防水	・Ｐ１Ｅ（・Ｅ－１　※Ｅ－２）　・Ｐ２Ｅ（・Ｅ－１　※Ｅ－２）

2）脱気装置の種類及び箇所数 [表3.3.8]
※ルーフィング類製造所の指定とする。　・図示による。　・設けない。

5. 合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水

1）適用 [3.5.2(a)][3.5.3]
※Ｍ４Ｓ－Ｍ２（塩ビシート　機械的固定工法）　厚さ：1.5㎜以上
・図示による。
2）脱気装置の種類及び箇所数 [3.5.3(c)(2)][表3.5.1]
※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の指定とする。　・図示による。　・設けない。
3）歩行条件　・軽歩行以上　・非歩行
4）使用材料は性能が分かる資料を監督職員に提出し，承諾のうえ施工すること

6. 塗膜防水（ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系）

1）適用 [3.6.3]
※下記による。（JIS A 6021）水和硬化型（メーカー仕様による）　・図示による。
・ＰＯＸ（※Ｘ－１　・Ｘ－２）
・Ｌ４Ｘ（・Ｘ－１　※Ｘ－２）
2）脱気装置の種類及び箇所数 [3.6.3(a)(2)][表3.6.1]
※主材料製造所の指定とする。　・図示による。　・設けない。

7. 防水標識板

1）真鍮製　180×120　厚1.2　エッチング加工の上コーティング仕上げ又は同等品
2）記入事項：①仕様　②完成年月日　③材料及びメーカー名　④施工者住所氏名電話番号他
3）シート防水・塗膜防水は別々の標識とする。ただし，塗膜防水の仕様は打合せによる。

8. 保証

1）保証書　請負者，防水施工者，メーカーの三者連名とする。
2）保証期間　※10年以上　・5年以上

5 外壁改修工事

9. シーリング改修工事

工法については，以下のとおり。 [3.1.4(b)][表3.1.2]

工法	施工箇所
・シーリング充填工法	
・シーリング再充填工法	
・拡幅シーリング再充填工法	拡幅する幅　(mm)深さ　(mm)
・ブリッジ工法	

10. シーリング用材料

1）適用(JIS A 5758) [表3.7.1]

被着体の組合せ			シーリング材の種類 記号	主成分による区分
金属	金属	方立目地	SR-2	シリコーン系
		上記以外の目地	MS-2	変成シリコーン系
	コンクリート		MS-2	変成シリコーン系
	ガラス		SR-1	シリコーン系
	石，タイル		MS-2	変成シリコーン系
	ＡＬＣ	仕上げなし	MS-2	変成シリコーン系
		仕上げあり	PU-2	ポリウレタン系
	押出成形セメント板		MS-2	変成シリコーン系
ガラス	ガラス		SR-1	シリコーン系
石	石	外壁乾式工法の目地	MS-2	変成シリコーン系
		上記以外の目地	PS-2	ポリサルファイド系
コンクリート	プレキャストコンクリート		MS-2	変成シリコーン系
	打継目地 ひび割れ誘発目地	仕上げなし	PS-2	ポリサルファイド系
		仕上げあり	PU-2	ポリウレタン系
	石，タイル		PS-2	ポリサルファイド系
	ＡＬＣ	仕上げなし	MS-2	変成シリコーン系
		仕上げあり	PU-2	ポリウレタン系
	押出成形セメント板	仕上げなし	MS-2	変成シリコーン系
		仕上げあり	PU-2	ポリウレタン系
ＡＬＣ	ＡＬＣ	仕上げなし	MS-2	変成シリコーン系
		仕上げあり	PU-2	ポリウレタン系
押出成形セメント板	押出成形セメント板	仕上げなし	MS-2	変成シリコーン系
		仕上げあり	PU-2	ポリウレタン系
タイル	タイル		PS-2	ポリサルファイド系
アルミニウム製建具等の工場シール				

2）接着性試験　・行う（※簡易接着性試験　・引張接着性試験）　・行わない [3.7.8]

11. とい

1）既存といの撤去及び降雨時の養生　※図示による。 [3.8.3(a)]
2）材種　・硬質ポリ塩化ビニル管（JIS K 6741） [3.8.2(a)]
・硬質塩化ビニル雨どい（JIS A 5706）
・配管用鋼管（JIS G 3452）　・ステンレス鋼板(JIS G 3320 SUS304)

1. 外壁のひび割れ，欠損，浮き等の補修

・　行う。　・　行わない。
本設計で見込んでいる補修数量は，図示による。

2. 外壁のひび割れ，欠損浮き等の施工数量調査

外壁のひび割れ，欠損，浮き等の補修を行う場合は，建築仕上診断技術者等専門的な知識を有する者が外壁調査を行い，仕上別，改修工法別，壁面別（東西南北），各階別及び築年別に施工数量を図示した立面図等及び数量表を報告書（A2版又は監督職員の指示による。）として，監督職員に提出すること。提出した報告書により，監督職員と協議を行い，承認を受けた後施工を行うこと。
なお，本設計で見込んでいる補修数量に変更が生じた場合は，必要に応じて設計変更を行うものとし，設計変更に必要となる施工数量を図示した図面等については，CADデータ（データ形式は監督職員の指示による。）として提出すること。

3. 備考

外壁のひび割れ，欠損，浮き等の補修については，補修専門業者の責任施工とし，補修工事着工前に使用材料について事前に監督職員と協議を行い，補修完了後検査を受けること。
（補修工事に関する提出書類については，監督職員の指示による。）

4. 塗り仕上げ(ｹﾚﾝ外壁等の改修

1）適用(JIS A 6909(建築用仕上塗材)) [4.1.4(d)]
・薄付け仕上塗材　・厚付け仕上塗材　・複層仕上塗材
・可とう形改修用仕上げ塗材　・各種塗料　・マスチック塗材
・図示による。
2）薄付け仕上塗材　※下表による。 [表4.2.4]

呼び名	仕上の形状	工法	備考
・外装薄塗材Ｅ（ＡＥＲ）	・砂壁状	・吹付け	
	・ゆず肌状		
	・ゆず肌状	・ローラー	
	・さざ波状		
・可とう形外装薄塗材Ｅ	・砂壁状	・吹付け	
	・ゆず肌状	・ローラー	
	・さざ波状		
※防水形外装薄塗材Ｅ	※ゆず肌状	※ローラー	
	・さざ波状		
	・凹凸状	・吹付け	
・外装薄塗材Ｓ	・砂壁状	・吹付け	

3）厚付け仕上塗材　※下表による。 [表4.2.4]

呼び名	仕上の形状	工法	備考
・外装厚塗材Ｃ	・吹放し	・吹付け	
	・凸部処理		
	・ひき起こし	・こて	
・外装厚塗材Ｅ	・吹放し	・吹付け	
	・凸部処理		
	・ひき起こし	・こて ・ローラー	

4）複層仕上塗材　※下表による。 [表4.2.4]

呼び名	仕上の形状	工法	備考
・複層塗材ＣＥ ・複層塗材Ｓｉ ・複層塗材Ｅ ・複層塗材ＲＥ	・凸部処理	・吹付け	
	・凹凸模様		
	・ゆず肌状	・ローラー	
・可とう形複層塗材ＣＥ	・凸部処理	・吹付け	
	・凹凸模様		
	・ゆず肌状	・ローラー	
・複層塗材ＲＳ	・凸部処理	・吹付け	
	・凹凸模様		
	・ゆず肌状	・ローラー	
・防水形複層塗材ＣＥ ※防水形複層塗材Ｅ ・防水形複層塗材RS	・凸部処理	・吹付け	
	・凹凸模様		
	・ゆず肌状	・ローラー	

複層仕上塗材の耐候性　・耐候形1種　・耐候形2種　※耐候形3種 [4.2.2(j)]
複層仕上塗材の上塗材の種類　[表4.2.5]による。
水系アクリル　・つやあり　・つやなし
5）既存塗膜の劣化部の除去及び下地の処理の工法 [4.6.3]
・サンダー工法　・高圧水洗工法　・塗膜はく離剤工法　※水洗いエ法(高圧水洗機　10MPa程度)
6）下地のひび割れ部等の補修 [表4.6.2～表4.6.5]
※する。（工法等は5章1節から3節までによる。）　・しない。
7）下地調整材の変更 [4.6.3(b)]
・する。（・ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ　・防水形仕上塗材主材）　※しない。

6 塗装工事

1. 材料

1）塗料のホルムアルデヒト放散量は，Ｆ☆☆☆☆とする。 [7.1.3(a)]
2）防火材料の指定は，図示による。 [7.1.3(b)]
3）使用材料は，性能が分かる資料を監督職員に提出し，承諾を受けたうえで施工すること。

2. 下地調整

既存塗膜の除去及び下地調整は，以下による。 [7.2.1～7.2.7]

箇所	種別		
木部	・ＲＡ	※ＲＢ（除去範囲約　３０％）	・ＲＣ
鉄鋼面	・ＲＡ	※ＲＢ（除去範囲約　３０％）	・ＲＣ
亜鉛めっき鋼面	・ＲＡ	※ＲＢ（除去範囲約　３０％）	・ＲＣ
モルタル及びプラスター面	・ＲＡ	※ＲＢ（除去範囲約　３０％）	・ＲＣ
コンクリート，ALCﾊﾟﾈﾙ面	・ＲＡ	※ＲＢ（除去範囲約　３０％）	・ＲＣ
せっこうﾎﾞｰﾄﾞ，その他ﾎﾞｰﾄﾞ面	・ＲＡ	※ＲＢ（除去範囲約　３０％）	・ＲＣ

3. 錆止め塗料塗り

鉄鋼面及び亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料塗りは，以下による。 [7.3.1]
1）錆止め塗料の種別 [7.3.2]
a）鉄鋼面　※A種（屋外，屋内）　・B種（屋内）
b）亜鉛めっき鋼面　※A種（屋外，屋内）　・B種（屋外，屋内）　・C種（屋内）
2）錆止め塗料塗り [7.3.3]
a）鉄鋼面　・A種（新規見え掛り）　・B種（新規見え隠れ）　・C種（塗替え）
b）亜鉛めっき鋼面　・A種（新規見え掛り）　・B種（新規見え隠れ）　・C種（塗替え）
c）新規鋼製建具等亜鉛めっき鋼面　※[7.3.3(d)]による。

4. 塗装記号

表示記号	名称	備考
ＳＯＰ	合成樹脂調合ペイント塗り	JIS K 5516
ＣＬ	クリヤラック塗り	JIS K 5531
ＦＥ	フタル酸樹脂エナメル塗り	JIS K 5572
ＮＡＤ	アクリル樹脂系非水分散形塗料	JIS K 5670
ＤＰ	耐候性塗料塗り	JIS K 5659
ＥＰ－Ｇ	つや有合成樹脂エマルションペイント塗り	
ＥＰ	合成樹脂エマルション模様塗料塗り	JIS K 5663
ＥＰ－Ｔ	合成樹脂エマルション模様塗料塗り	
ＵＣ	ウレタン樹脂ワニス塗り	
ＯＳ	オイルステイン塗り	
ＷＰ	木材保護塗料塗り	
ＦＯ	フロアーオイル塗り	

5. ＳＯＰ

木部　・Ａ種（新規外部） [7.4.3]
・Ｂ種（新規内部(多孔質広葉樹の場合を除く。)，塗替え）
鉄鋼面　・Ａ種（新規）　※Ｂ種(新規又は塗替え) [7.4.4]
亜鉛めっき鋼面　※Ａ種（鋼製建具塗替え）　※Ｂ種（その他塗替え，新規） [7.4.5]

6. ＣＬ

・Ａ種　※Ｂ種 [7.5.2]

7. ＮＡＤ

・Ａ種　※Ｂ種 [7.7.2]

8. ＤＰ

鉄鋼面　・Ａ種(新規)　・Ｂ種　・Ｃ種 [7.8.2]
亜鉛めっき鋼面　・Ａ種(新規)　・Ｂ種　・Ｃ種 [7.8.3]
ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び抽出成形セメント板面　・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種 [7.8.4]

9. ＥＰ－Ｇ

ｺﾝｸﾘｰﾄ面，ﾓﾙﾀﾙ面，ﾌﾟﾗｽﾀｰ面，せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面，その他ﾎﾞｰﾄﾞ面 [7.9.2]
・Ａ種(新規)　※Ｂ種(新規又は塗替え)
屋内の木部　・Ａ種(新規(多孔質広葉樹の場合を除く。))　・Ｂ種(塗替え) [7.9.3]
屋内の鉄鋼面　・Ａ種(新規)　※Ｂ種(新規又は塗替え) [7.9.4]
屋内の亜鉛めっき鋼面　・Ａ種(新規)　※Ｂ種(新規又は塗替え) [7.9.5]

10. ＥＰ

・Ａ種(新規)　※Ｂ種(新規又は塗替え) [7.10.2]

11. ＵＣ

・Ａ種　※Ｂ種 [7.12.2]

12. 施工管理

1）塗装場所の気温及び湿度並びに結露の状況等に注意して施工を行うこと。 [7.1.6]
2）塗装面の周辺に汚染又は損傷を与えないように，塗装室所の周辺に適切な養生を行うこと。
3）換気に注意して，溶剤による中毒を起こさないようにすること。
4）火気に注意して，爆発，火災等の事故を起こさないようにすること。

改修工事特記仕様書－4

平成　年　月

整備支援課　課長　課長補佐・係長　係員

章	項目	特記事項

7 建具改修工事

1. 改修工法

・かぶせ工法（別途交換サッシ工事仕様書による。）　[5.1.3]
・撤去工法

2. 防火戸

防火戸の指定及び機構等は，図示による。　[5.1.4]

3. アルミニウム製建具

1）建具の性能及び構造は，JIS A 4702(ﾄﾞｱｾｯﾄ)及びJIS A 4706(ｻｯｼ)による。　[5.2.2]
2）建具の性能値等　※下表による。　・図示による。　[5.2.2(b)]

種別＼性能	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み
・A 種	S－4	A－3	W－4	70mm（返り寸法10mm）
・B 種	S－5			
・C 種	S－6	A－4	W－5	100mm

3）防音ﾄﾞｱｾｯﾄ，防音ｻｯｼの適用及び遮音性の等級は，図示による。　[5.2.2(b)(2)]
断熱ﾄﾞｱｾｯﾄ，断熱ｻｯｼの適用及び断熱性の等級は，図示による。　[5.2.2(b)(3)]
耐震ﾄﾞｱｾｯﾄの適用及び面内変形追随性の等級は，図示による。　[5.2.2(b)(4)]
4）ｱﾙﾐﾆｳﾑの表面処理　※B-1（外部に面する建具）　・B-2
※C-1（屋内の建具）　・C-2　[5.2.4(d)]
5）アルミニウム材　JIS H 4100及びJIS H 4000による。　[5.2.3]
6）ステンレス鋼板　JIS G 4305によるSUS304とする。　[5.2.3(b)]
7）雨掛り部分の建具枠回りに使用するシーリング材　4章10項による。　[5.2.3(i)]
8）水切り，ぜん板　・取り付ける　・図示による。　[5.2.5(a)(3)]
9）建具は，液下防止処理を施す。
10）製作に先立ち現場実測を行い，施工図を作成し，監督職員の承諾を受けること。

4. 網戸

1）網戸の枠　JIS H 4100による。　[5.2.3(e)(1)]
2）防虫網　※ステンレス(SUS316)製　・合成樹脂製
線径：0.25mm以上，網目：16～18メッシュ　[5.2.3(e)(2)]
3）防鳥網　ステンレス製(SUS304)　線径：1.5mm，網目寸法：15mm　[5.2.3(e)(3)]

5. 鋼製建具

1）建具の性能及び構造は，JIS A 4702(ﾄﾞｱｾｯﾄ)及びJIS A 4706(ｻｯｼ)による。　[5.3.2]
2）簡易気密型ドアセット　・適用する（気密性　A-3　水密性　W-1）　※しない　[5.3.2(b)(1)]
3）耐風圧性　・S－4　・S－5　・S－6
4）防音ﾄﾞｱｾｯﾄ，防音ｻｯｼの適用及び遮音性の等級は，図示による。　[5.3.2(b)(2)]
断熱ﾄﾞｱｾｯﾄ，断熱ｻｯｼの適用及び断熱性の等級は，図示による。
耐震ﾄﾞｱｾｯﾄの適用及び面内変形追随性の等級は，図示による。
5）鋼板類　JIS G 3302による。　[5.3.3(a)(1)]
6）めっきの付着量　※Z１２又はF１２
7）ステンレス鋼板　JIS G 4305によるSUS304とする。　[5.3.3(a)(2)]
8）形鋼　JIS G 3101による。　[5.3.3(a)(3)]
9）鋼板類の厚さ　※図示による。　・[表5.3.2]による。　[5.3.4(a)]
10）雨掛り部分の建具枠回りに使用するシーリング材　4章10項による。　[5.3.3(i)]
11）製作に先立ち現場実測を行い，施工図を作成し，監督職員の承諾を受けること。

6. 鋼製軽量建具

1）建具の性能及び構造は，JIS A 4702(ﾄﾞｱｾｯﾄ)及びJIS A 4706(ｻｯｼ)による。　[5.4.2]
2）簡易気密型ドアセット　・適用する（気密性　A-3）　※しない　[5.4.2(b)(1)]
3）防音ﾄﾞｱｾｯﾄ，防音ｻｯｼの適用及び遮音性の等級は，図示による。　[5.4.2(b)(2)]
断熱ﾄﾞｱｾｯﾄ，断熱ｻｯｼの適用及び断熱性の等級は，図示による。
耐震ﾄﾞｱｾｯﾄの適用及び面内変形追随性の等級は，図示による。
4）鋼板　JIS G 3302又はJIS G 3313による。　[5.4.3(a)(1)]
5）めっきの付着量　※Z０６，F０６又はE２４　[5.4.3(a)(1)]
6）ビニル被覆鋼板　・適用する。　・しない。　[5.4.3(a)(2)]
7）カラー鋼板　・適用する。　・しない。　[5.4.3(a)(3)]
8）ステンレス鋼板　JIS G 4305によるSUS304とする。　[5.4.3(a)(4)]
9）召合わせ，縦小口包み板等の材質　[5.4.3(a)]
※鋼板　・ステンレス鋼板　・アルミニウム合金
10）鋼板類の厚さ　※図示による　・[表5.4.1]による　[5.4.4(a)]
11）製作に先立ち現場実測を行い，施工図を作成し，監督員の承諾を受けること。

7. 木製建具

1）建具材の加工及び組立時の含水率　・A種　※B種　・C種　(表16.6.1)
2）材料及び接着剤のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆を原則とする。　(16.6.2(b)(1)(ii))
3）木製建具の適用
・図示による。
・フラッシュ戸　見込　・３０　※３６　・３９　(16.6.2(b))
表面材の合板の種類　※天然木化粧合板：厚さ　mm
・かまち戸（ﾂﾉ出付）　見込　・３６　※３９　(16.6.2(c))
かまち及び鏡板の種類　※米ひば（寸法は図示による）
表面仕上　※天然木化粧羽目板　厚さ9mm　塗装済品
・ふすま　見込　※２１　(16.6.2(d))
上張りの種類　※新鳥の子程度　・ビニール紙程度
縁の仕上げ　・塗り縁　・生地縁　・（　　）
・戸ふすま　見込　※３０　(16.6.2(e))
表面材の合板の種類はﾌﾗｯｼｭ戸に準ずる。
上張りは，ふすまに準ずる。

8. 自閉式上吊り引戸装置

1）自閉式上吊り引戸装置の性能値は［表5.8.1］による。　[5.8.1]
2）引戸装置は，振動等に耐えるよう建具枠，戸等に堅固に取り付ける。

9. 錠具用金物

1）[5.6.1～5.6.4][表5.6.1～表5.6.2]による。　[5.6.1]
2）鍵の仕様　※既存マスターキーグループに組み込む　・単独（　　ヵ所設置）
3）金物の種類及び見え掛り部の材質　※[表5.6.1]による。　・図示による。　[5.6.2(a)]
（ステンレス材は，JIS G 4305によるSUS304とする。）
4）握り玉及びﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ，押板類，ｱﾙﾐｼｰﾄの取付位置　[5.6.3(a)]
※図示によるもののほかは，監督職員との協議による。

10. ガラス

1）ガラスの適用　[5.12.1]
※図示による。
・ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙ又はｱﾙﾐ複合ﾊﾟﾈﾙ（不燃認定品）　厚3mm　ｼﾙﾊﾟｰ
2）ガラス留め　※シーリング　・ガスケット

8 内装改修工事

1. 他の部位との取合い等

1）既存間仕切壁の撤去に伴う当壁の取合う天井，壁及び床の改修範囲　[6.1.3(b)]
・壁厚程度とし，既存仕上げに準じた仕上げを行う。　※図示による。
2）天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井改修範囲　[6.1.3(c)]
・壁面より両側６００mm程度とし，既存仕上げに準じた仕上げを行う。　※図示による。
3）天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修範囲　[6.1.3(f)]
・既存のまま　※図示による

2. 既存床の撤去及び下地補修

1）既存床仕上材の除去等　[6.2.2(a)]
・ビニル床シート等の除去等　[6.2.2(a)(1)] による。
・合成樹脂塗床材の除去等　※機械的除去工法　・目荒し工法　[6.2.2(a)(2)]
・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ張り床材の撤去等　[6.2.2(a)(3)] による。
・床タイルの撤去等　[6.2.2(a)(4)] による。
・床組の撤去等　[6.2.2(a)(5)] による。
2）コンクリート又はモルタル面の下地処理　[6.2.2(b)] による。
※著しいひび割れ・浮き及び欠損部の補修は，監督員と協議のうえ補修を行うこと。

3. 床改修

1）新規床下地　※図示による。
2）新規床仕上げ　※図示による。
3）改修後の床の清掃　[6.2.2(c)]
※行う。（※改修端部より１ｍの範囲程度　・図示による。）　・行わない。

4. 既存壁の撤去及び下地補修

1）コンクリート間仕切壁等の撤去は，[6.3.2(a)] による。
2）間仕切り壁の撤去に伴う他の構造体の補修方法　[6.3.2(a)(5)]
※図示による。　・[4.4.9]モルタル塗替え工法による。
3）木製及び軽量鉄骨間仕切壁等の撤去は，[6.3.2(b)] による。

5. 壁改修

1）新規壁下地
・木製壁下地（工法：・[表6.5.12]による。　・図示による。）　・軽量鉄骨壁下地
2）新規壁仕上げ　※図示による

6. 既存天井の撤去及び下地補修

[6.4.1]，[6.4.2]による。

7. 天井改修

1）新規天井下地
・木製天井下地（工法：・[表6.5.12]による。　・図示による。）　・軽量鉄骨天井下地
2）新規天井仕上げ　※図示による

8. 木下地等（構造材・造作材・下地材）

1）木材の断面寸法：　[6.5.1(b)]
引出線で部材断面（長辺寸法×短辺寸法）が示されている場合は，ひき立てて寸法とし，
寸法線で部材寸法が記入されている場合は，仕上り寸法とする。
2）表面仕上げ　・A種　※B種　・C種　[6.5.1(c)]
3）材の含水率　※A種　・B種　[6.5.2(a)(1)]
4）構造材及び下地材の品質の基準　※[6.5.2(a)(2)(iii)①～②]による。
5）造作材の材面の品質の基準　※A種　・B種　[6.5.2(a)(2)(v)]
6）樹種　構造材　・松　・杉　※ひのき　・（　　）
造作材　・杉　・松　※ひのき　・（　　）
下地材（壁・天井下地，畳下・下張り用床板等）　※杉　・松　・（　　）
7）代用樹種の禁止　[6.5.2(3)]
・禁止する：区分（　　）樹種（　　）

9. 集成材等

1）造作用集成材　[6.5.2(b)(ii)①]
樹種　柱　※ひのき　・ひば　・杉　・栂
鴨居　※ひのき　・ひば　・杉　・栂
敷居，框　※なら　・ひのき　・ひば
2）化粧ばり造作用集成材　[6.5.2(b)(ii)②]
化粧薄板の樹種　※ひのき　・杉　・たも　厚み　(mm)
3）ホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。　[6.5.2(b)]

10. 防腐処理

1）土間スラブの廻及びその周辺のコンクリートに接する土台，転ばし大引及び転ばし根太等の各部材の全面に行う。　[6.5.2(h)]
2）防腐剤は，非有機リン系の環境に配慮した表面処理用防腐剤とする。（日本木材保存協会の認定品）
3）防腐処理を行う場合は原則として工場処理材とする。

11. 防蟻処理

※防蟻処理を行う場合は原則として工場処理材とする。　[6.5.2(i)]
適用範囲（　　）

12. 防虫処理

適用範囲（　　）　[6.5.2(j)]

13. 軽量鉄骨天井地

1）野縁等の種類（JIS A 6517）　[6.6.2(b)]
屋内　※１９形　・２５形
屋外　・１９形　※２５形
2）既存の埋込みインサートの使用　※する。　・しない。　[6.6.4(a)(1)]
3）天井ふところが3mを超える場合の補強方法は，図示による。　[6.6.4(h)]
4）天井下地材における耐震性を考慮した補強は，図示による。　[6.6.4(j)]
5）あと施工アンカーの引抜き試験　[6.6.4(a)(2)(v)]
・行う。　※指示あると行う。

14. 軽量鉄骨壁下地

スタッド，ランナーの種類（JIS A 6517）　[6.7.2][表6.7.1]
・５０形　・６５形　・９０形　・１００形　※図示による。

15. ビニル床シート張り

1）適用（JIS A 5705）　：※下表による。　・図示による。　[6.8.2(a)]

材種	種類	色柄	厚さ(mm)
ビニル床シート	※NC	・無地　・柄	・２．０
	・NF	・防湿性　・防滑性	※２．５

2）工法　：・熱溶接　・シール　[6.8.3(b)(3)]
3）接着剤　：［表6.8.1］による。（ホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。）

16. ビニル床タイル張り

1）適用（JIS A 5705）　：※下表による。　・図示による。　[6.8.2(b)]

材種	種類		厚さ(mm)
ビニル床タイル	・コンポジションビニル床タイル	・半硬質 ・軟質	※２．０ ・２．５
	※ホモジニアスビニル床タイル		

2）接着剤のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。　[6.8.2(f)]

17. ビニル幅木

1）材種　：※軟質　・硬質　[6.8.2(d)]
2）厚さ(mm)：・２．０　・１．５
3）高さ(mm)：・６０　・７５　・１００
4）接着剤のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。

18. カーペット敷き

1）適用　：※下表による。　・図示による。　[6.9.3(d)]

種類	種別	敷込み	パイルの形状	寸法	帯電性
ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ（JIS L 4406）	※第一種	全面接着工法（粘着剤難形接着剤）	※ループパイル	５００角	3.0kv以下
	・第二種		・カットパイル	厚さ　6.5mm	

2）接着剤のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。　[6.9.3(g)]

19. 合成樹脂塗床

・弾性ウレタン樹脂系塗床材（JIS K 5970）　[6.10.2(a)]
※防滑仕上げ　・平滑仕上げ　・つや消し仕上げ
（ホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。）
・エポキシ樹脂系塗床材（JIS K 5970）　[6.10.2(b)]
※防滑仕上げ（けい砂5号程度）　・薄膜流し展べ仕上げ
・厚膜流し展べ仕上げ　・樹脂ﾓﾙﾀﾙ仕上げ
（ホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。）

20. フローリング張り

1）適用　※下表による。　・図示による。　[6.11.1]

種別	樹種	寸法(mm)	工法	塗装
・単層ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ フローリングブロック	※ぶな ・なら	厚さ　15 大きさ　303x303	※ﾓﾙﾀﾙ埋込工法（足金物付） ・接着工法	・UC ・OS淡色の上ワックス塗り
※複合ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ 複合１種フローリング	※ぶな ・なら ・さくら ・かば	厚さ　15 表層厚　3 板幅　90 長さ　910	接着剤 釘止併用工法（ｽﾃﾝﾚｽｽｸﾘｭｰ釘）（ﾋﾟｯﾁ300以内）	※塗装済品 ・FO

2）ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ及び接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量はF☆☆☆☆とする。　[6.11.2][6.11.5(a)(5)]

21. 畳敷き

種別　・A種　・B種　※C種　・D種　[6.12.1]
防虫処理　※する（　※防虫紙　・その他　）　・しない

22. せっこうボード，その他ボード張り

1）適用　※下表による。　・図示による。　[6.13.2][表6.13.1]

材種	種類		厚さ	品質・規格
・せっこうボードGB－R			・９．５（不燃） ※９．５（準不燃） ※１２．５（不燃）	JIS A 6901
・化粧せっこうボードGB－D	普通	※トラバーチン模様 ・木目板柾	・９．５（不燃） ・９．５（準不燃）	JIS A 6901
	特殊	・（　　）	・（　　）	
・ロックウール化粧吸音板	内部用	普通	※9　・12	JIS A 6301
		立体模様	・12　・15　・19	
・ｼｰｼﾞﾝｸﾞせっこうﾎﾞｰﾄﾞ　GB－S			・9.5　・12.5　・15	JIS A 6901
・繊維強化ｾﾒﾝﾄ板（けい酸ｶﾙｼｳﾑ板のﾀｲﾌﾟ2）	・0.8FK	・1.0FK	・4・5・6・8・10・12	JIS A 5430

2）ホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。
3）目地工法　[6.13.3(g)(1)]
※継目処理工法（ﾃｰﾊﾟｰｴｯｼﾞ）
・突付け工法（・ﾍﾞﾍﾞﾙｴｯｼﾞ　・ｽｸｪｱｴｯｼﾞ）　・目透し工法（・ﾍﾞﾍﾞﾙｴｯｼﾞ　・ｽｸｪｱｴｯｼﾞ）

23. 合板張り

1）適用　[6.13.1]
・図示による。
・床下地構造用ラワン合板：Ⅰ類 15.0mm ― 既設床(FB・Pﾀｲﾙ)に接着剤ｺﾝｸﾘｰﾄ釘留併用工法／床組下地は接着剤釘留併用工法
・壁下地ラワン合板　：Ⅰ類　5.5mm
・壁仕上げ
・天然木化粧合板　全体厚さ　mm，表面塗装　・有（仕様）　・無
表面仕上材種　表面厚さ　mm
表面化粧目地　・有（仕様）　・無
・天然木無垢化粧羽目板（ヒノキ無垢）　※JAS無節　・JAS上小節
厚さ　１２mm，　働き巾　９０mm程度，　本実加工
自然系塗料塗装済品　裏側には反り防止加工を行なう
・天然木無垢化粧羽目板（パイン無垢）　・JAS無節　※JAS上小節
厚さ　１２mm，　働き巾　１１０mm程度，　本実加工
自然系塗料塗装済品　裏側には反り防止加工を行う。

天然木無垢化粧羽目板

2）壁仕上げ材は見本品を監督職員に提出し，承諾のうえ施工すること。
3）工法　接着剤釘留併用工法　[6.13.3]
4）ホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。

24. 壁紙張り

1）適用　：※下表による。　・図示による。　[6.14.1]

施工場所	品質	防火認定品	規格
・壁	※ビニル壁紙	・不燃　※準不燃	JIS A 6921（ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量はF☆☆☆☆とする。）
・天井	・織物壁紙	※不燃　・準不燃	
・	・	・不燃　・準不燃	

2）下地調整
モルタル面，プラスター面の下地調整　・RA種　※RB種　・RC種　[表7.2.5]
せっこうボード面の下地調整　・RA種　※RB種　・RC種　[表7.2.7]

25. タイル張り

1）タイルの種類　：※下表による。　・図示による。　[6.16.1]

施工場所	形状寸法(mm)	きじ 磁器	せっ器	陶器	うわ薬 無ゆう	施ゆう	役物 あり	なし	色 標準	ﾓｻﾞｲｸ	備考
・床	・150x150	※	・	・	※	・	・	※	※	・	
	・100x100	※	・	・	※	・	・	※	※	・	
	・50x50	※	・	・	※	・	・	※	※	・	
	・25x25	※	・	・	※	・	・	※	※	・	
・点字ﾀｲﾙ	・150x150	・	※	・	※	・	・	・	※	・	

章	項目	特記事項

施工場所	形状寸法(mm)	きじ 磁器	きじ せっ器	きじ 陶器	うわ薬 無ゆう	うわ薬 施ゆう	役物 あり	役物 なし	色 標準	色 顧客指定	備考
・壁	・100x100	・	・	※	・	※	※	・	※	・	
	・150x150	・	・	※	・	※	※	・	※	・	

2）タイルの貼り方（目地割）や色等は，打合せによる。
3）タイル目地材　タイルが抗菌タイプの場合は抗菌仕様とすること。
4）内装タイル張り工法　・改良積上げ張り　・接着剤張り　[6.16.5(c)(1)][表6.16.5]
5）接着剤　有機質接着剤　JIS A 5548（陶磁器質タイル用接着剤）
種別　※タイプⅠ　・タイプⅡ　ホルムアルデヒド放散量はＦ☆☆☆☆とする。

9 鉄筋工事

1. 適用
参照する仕様書の指定に標準仕様書及び改修標準仕様書が併記されている場合は，一般改修工事においては標準仕様書を，15章による耐震改修工事の場合は改修標準仕様書を参照する。

2. 鉄筋の種類
※下表による。(5.2.1)[8.2.1]

区分	規格番号	名称	径	種類
異形鉄筋	JIS G 3112	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ用棒鋼	※	SD295A
			※	SD295B
			※	SD345
			※	SD390

（注：※に使用する鉄筋の径を記入する。）
・建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けた鉄筋（詳細は構造図による。）

3. 鉄筋の加工及び組立
標準仕様書5章3節　加工及び組立による。

4. 鉄筋の継手
柱及び梁の主筋　(5.3.4(b))
※ガス圧接継手　（　）
・重ね継手　（　）
・特殊な鉄筋継手（　）
その他の鉄筋
・ガス圧接継手　（　）
※重ね継手　（　）
・特殊な鉄筋継手（　）

5. 鉄筋の継手位置
・標準仕様書各部配筋参考図による。(5.3.4(b))
※図示による。

6. 溶接金網
JIS G 3551　※網目の形状，寸法及び鉄線の径は，図示による。(5.2.2)[8.2.2]

7. 圧接完了後の検査
※超音波探傷試験　・引張試験　(5.4.9)

10 コンクリート工事

1. 適用
参照する仕様書の指定に標準仕様書及び改修標準仕様書が併記されている場合は，一般改修工事においては標準仕様書を，15章による耐震改修工事の場合は改修標準仕様書を参照する。

2. コンクリートの強度等
設計基準強度は下表による。(6.1.4)[8.1.3(c)]

設計基準強度 Ｆｃ（Ｎ／mm²）	適用箇所
※２１	

3. レディーミクストコンクリート
JIS A 5308（レディミクストコンクリート）
類別　※Ⅰ類　・Ⅱ類　(6.1.5)[8.1.3(c)]
1）配合設計条件等
a）コンクリートの種類　普通コンクリート
b）呼び強度　(6.4.5)(6.8.2(e))[8.5.5][8.7.8(b)(5)]
呼び強度は調合管理強度以上とし，調合管理強度は，設計基準強度(Fc)に構造体強度補正値(S)を加えた数値以上とする。

打設月 ＼ S	3	6	9			
３ ～ １１(注1)	○					
１２ ～ ２		○				
暑中期間(注2)		○				

(注1)：暑中期間を除く。
(注1)：暑中期間は，7月4日から9月8日までとする。

c）スランプ　※１８cm　・１５cm（　）　(6.2.3)[8.1.4(b)(2)]
d）セメントの種類　(6.3.2)[8.2.5(b)(c)]
※普通ポルトランドセメント　JIS R 5210（ポルトランドセメント）
・混合セメントのＡ種　（　）
・混合セメントのＢ種　（　）
e）骨材の種類（アルカリシリカ反応による区分）　(6.3.3)[8.2.5(d)]
※Ａ
・Ｂ（※コンクリート中のアルカリ総量Rt=3.0kg/m³　以下）

2）指定事項　(6.2.4)(6.3.5)[8.1.4(c)][8.2.5(f)]
指定事項は下表による。

事項	指定内容
単位水量の最大値	１８５kg／m³
単位セメント量の最小値	２７０kg／m³
水セメント比の最大値	※６５％　・６０％（高炉セメントのＢ種）
混和材料の種類	※ＡＥ減水剤標準形Ⅰ種 ・高性能ＡＥ減水剤標準形Ⅰ種 （呼び強度　Ｎ／　m²　以上）
空気量	４．５％
コンクリートの塩化物含有量	塩化物イオン量（ＣＬ⁻）で０．３０kg／m³　以下
アルカリシリカ反応抑制方法	下記［アルカリ骨材反応抑制対策　特記仕様書］による。
気乾単位容積質量	※２．３t／m³程度

※捨てコンクリートには上記（Ｓ）及びＡＥ減水剤は不要とする。

3）寒中コンクリート　(6.12.1)
寒中コンクリートは，コンクリートの打込み後の養生期間に，コンクリートが凍結するおそれのある場合に施工する期間に適用し，(6.12.1)～(6.12.7)による。適用期間については監督職員と協議すること。

〔　アルカリ骨材反応抑制対策　特記仕様書　〕
1）適用範囲
建築構造物（基礎，主要構造部等建築基準法第３７条に規定する部分）に使用されるレディーミクストコンクリートに適用する。
プレキャスト製品を使用する場合は，２抑制対策のうちどの対策によるものかを製造業者の試験成績表により確認し，監督職員の承諾を受ける。

2）抑制対策
※コンクリート中のアルカリ総量の抑制
アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、標準仕様書6.5.4(b)アルカリ総量(6.5.1式)，改修標準仕様書8.6.4(b)アルカリ総量[8.6.1式]又は下式を用いてアルカリ総量を計算し，その値が3.0kg/m³であることを確認し，監督職員の承諾を受ける。
（式）
セメントのアルカリ量（Ｎａｄ２０換算値％）／１００×（配合表に示された値kg／m³）
＋０．５３×（骨材中のＮａＣｌ％）／１００×（当該単位骨材量kg／m³）
＋混和剤中のアルカリ量kg／m³
なお，算定式中のセメントのアルカリ量は，試験成績表に示されたセメント のアルカリ量の最大値のうち，最近６箇月の最大の値を使用すること。

・抑制効果のある混合セメント等の使用
JIS R 5211 高炉セメントに適合する高炉セメント（B種又はC種）又はJIS R 5213 フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント（B種（フライアッシュ　混合比15%以上）又はC種）であることを試験成績表で確認し，監督職員の承諾を受ける。
また，混和材をポルトランドセメントに混入した結合材を使用する場合には，試験等によりアルカリ骨材反応抑制効果を確認し，監督職員の承諾をうける。
・安全と認められる骨材の使用
骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（科学法）（注１）による骨材試験を施工着手前，工事中１回／６箇月かつ産地が変わった場合に信頼できる試験機関(注2)で行い，骨材が無害であることを確認し，監督職員の承諾を受ける。

また，骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）（注１）による骨材試験の結果を用いる場合には，コンクリート生産工程管理用試験方法－骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（迅速法）（注１）による骨材試験を施工着手前，工事中１回／６箇月かつ産地が変わった場合に信頼できる試験機関(注２)で行い，骨材が無害であることを確認し，監督職員の承諾を受ける。なお，試験に用いる骨材の採取は，請負者が立ち会うこと。

（注１）試験方法は，JIS A 1145　骨材のｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応性試験方法（科学法）又はJIS A 5308（ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ）の付属書7「骨材のｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応性試験（科学法）」，JIS A 1146 骨材のｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応性試験方法（ﾓﾙﾀﾙﾊﾞｰ法）又はJIS A 5308(ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ)の付属書8「骨材のｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応性試験（ﾓﾙﾀﾙﾊﾞｰ法）」による骨材試験の結果を用いる場合には，JIS A 1804 ｺﾝｸﾘｰﾄ生産工程管理用試験方法－骨材のｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応性試験方法(迅速法)」による。

（注２）公的機関又はこれに準ずる機関（大学，都道府県の試験機関，公益法人である民間試験機関，その他信頼に値する民間試験機関，人工骨材については製造工場の試験成績表でよい）

4. 特殊な要因によるコンクリート
※図示による。(6.1.3)

5. コンクリートの仕上がり
1）コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容差　(6.2.5)[8.1.4(d)(1)]
(表6.2.2)[表8.1.2]による
2）コンクリート表面の仕上がり状態　(6.2.5)[8.1.4(d)(2)]
コンクリートの打放し仕上げ
※下表による。(表6.2.3)[表8.1.3]

種別	施工箇所	せき板の種類
・Ａ種		(6.9.3(b)(1)) [8.2.6(b)(1)]程度とする。
・Ｂ種		(6.9.3(b)(2)) [8.2.6(b)(2)]程度とする。
・Ｃ種		(6.9.3(b)(2)) [8.2.6(b)(2)]程度とする。

コーンの使用は，(6.9.4(i))[8.7.9(b)(8)]による。
外部に面するコンクリート打放し仕上げ（仕上塗材，塗装等の仕上げを行う場合を含む。）の打増し厚さ　※２０mm　・図示による。
3）コンクリートの仕上がり平たんさ　(表6.2.4)[表8.1.4]

平たんさ	柱，梁，壁の場合	床の場合
３mにつき７mm以下	化粧打放しコンクリート 塗装仕上げ，壁紙張り	合成樹脂塗床 ビニル系床材張り 床コンクリート直均し仕上げ
３mにつき１０mm以下	仕上げ塗材塗り	カーペット張り 防水下地 セルフレベリング材塗り
１mにつき１０mm以下	タイル張り，モルタル塗り 廻縁下地	タイル張り，モルタル塗り 二重床

4）ひび割れ誘発目地の位置，形状及び寸法　(6.9.2(e))
位置及び形状　※図示による。
寸法　・図示による。　・(9.6.3)による。

6. コンクリートの発注，製造，運搬及び打込み等
標準仕様書６章４節及び６節による。

7. 試験
フレッシュコンクリートの試験　(6.10.3)[8.8.3]

試験項目	試験回数、試料採取	試験方法	試験判定等
スランプ	下表のコンクリートの強度試験のために試料採取を行うごとに行う。 試料採取方法　JIS A 5308	JIS A 1101	JIS A 5308 3.品質(2)スランプ
空気量		JIS A 1128 JIS A 1118 JIS A 1116	JIS A 5308 3.品質(3)空気量
塩化物量	コンクリートの製造工場，種類が異なるごとに一日一回以上， かつ１５０m³ごと及びその端数につき一回以上行う。 当初の測定は打設当初とする。 （測定器は（財）国土開発技術センターの技術評価を受けたもの）		

コンクリートの強度試験　(6.10.4)[8.8.4]

試験項目	試験目的	養生方法	材齢	試験回数		供試体の個数	強度判定等
調合管理強度の管理試験	調合管理強度の管理	(6.10.4(b)(3)(ii))[8.8.4(b)(3)(ii)]による。	28日	(6.10.4(c))[8.8.4(a)]による。		一回試験につき1台の運搬車から3個の供試体を採取	(6.10.5)[8.8.5]による。
構造体コンクリート強度の推定試験	構造体コンクリートの材齢28日圧縮強度の推定	工事現場における水中養生	28日	(6.10.4(c))[8.8.4(a)]による。		一回試験につき3個の供試体を適切な間隔をあけた運搬車から3度に分けて採取	(6.10.6)[8.8.6]による。
	型枠取外し時期の決定		監督職員との協議による				(表6.9.2)[表8.7.3]
	構造体コンクリートの材齢28日の圧縮強度の推定	工事現場における現場封かん養生	28日	(6.10.4(c))[8.8.4(a)]による。			(6.10.6)[8.8.6]による。
	構造体コンクリートの材齢28日を超え91日以内の圧縮強度の推定		28日を超え91日以内				

（注）寒中コンクリートの場合の試験は(6.12.6)による。

（試験）
構造体コンクリートの28日圧縮強度の推定試験及び28日を超え91日以内の圧縮強度の推定試験は，指定試験所(注)で行う
（注）指定試験所とは，コンクリート強度試験分野において，以下のいずれかに該当するものをいう。
1.（独）製品評価技術基盤機構認定センターによって，JNLAの試験事業者として登録されている試験所
2.（財）日本適合性認定協会によって，認定試験所として認定を受けている試験所
（不合格の場合の処置）
構造体コンクリートの２８日を超え９１日以内の圧縮強度の推定試験が不合格となった場合は，(6.10.6(c))[8.8.6(c)]による。

コンクリートの荷受確認
コンクリートの打設に当たっては，納入書の受取時に「コンクリート荷受確認書」により確認し，打設完了後，速やかにその写しを監督職員に提出すること。
なお，工事完成時には，打設日ごとのすべての「コンクリート荷受確認書」を監督職員に提出すること。

8. 軽量コンクリート
※JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の規格品とし，指定事項等は下記による。
なお，下記以外は普通コンクリートに準じる。(6.11.1)(6.11.2)[8.10.1][8.10.2]

常時，土あるいは水に直接接する部分の使用　(6.11.1(c))[8.10.1(c)]
※使用しない　・使用する（　）

1）軽量コンクリートの種別と適用　(6.11.1(d))[8.10.1(d)]

種別	骨材 細骨材	骨材 粗骨材	気乾単位容積質量の標準的な値の範囲	人工軽量骨材の最大寸法	セメントの種類
・１種	砕砂，高炉スラグ細骨材，フェロニッケルスラグ細骨材，鋼スラグ細骨材，電気炉酸化スラグ細骨材及び砂	人工軽量粗骨材	1.8～2.1(t/m³)	15(mm)	普通コンクリートに同じ
・２種	主として人工軽量細骨材又はこれに１種の細骨材を加えたもの	主として人工軽量粗骨材	1.4～1.8(t/m³)		

（呼び強度等）

呼び強度（Ｎ／mm²）	適用箇所
・１８	
・	

スランプ　１８cm
空気量　５％
水セメント比の最大値　５５％
単位セメント量の最小値　※３２０kg／m³
・３４０kg／m³（　）
所要気乾単位容積質量　※図示による

9. 無筋コンクリート
※ＪＩＳ　Ａ　５３０８（レディーミクストコンクリート）の規格品とする。(6.14.1)
設計基準強度　※１８Ｎ／mm²
スランプ　※１５cm　・１８cm
粗骨材の最大寸法は，コンクリート断面の最小寸法の１／４以下，かつ４０mm以下とする。
捨てコンクリート及び防水層の保護コンクリートの場合は２５mm以下とする。

（型枠）
10. 材料
せき板の材料　(6.9.3)(6.9.3(e))[8.2.6]
※合板せき板－「合板の日本農林規格」の「コンクリート型枠用合板の規格」による表面加工品（塗装品）厚さ１２mmとする。ただし，塗り下地・タイル下地及び地中部分を除く。
・床型枠用鋼製デッキプレート（図示による。）
・断熱材兼用型枠（図示による。）
・メッシュ型枠（図示による。）

改修工事特記仕様書－6

平成　年　月

整備支援課　課長　課長補佐・係長　係員

章	項目	特記事項

11 鉄骨工事

1. 適用

参照する仕様書の指定に標準仕様書及び改修標準仕様書が併記されている場合は、一般改修工事においては標準仕様書を，15章による耐震改修工事の場合は改修標準仕様書を参照する。

2. 鉄骨製作工場

※（株）全国鉄骨評価機構又は（株）日本鉄骨評価センター　(7.1.3)[8.1.5]
グレード　・S　・H以上　・M以上　・R以上　・J以上

3. 施工管理技術者

・摘要する　・摘要しない　(7.1.4)

4. 材料

1）鋼材　※下表による。　・図示による。　(7.2.1)[8.2.7]

規格	材質	箇所
JIS G 3101	・SS400	
	・SS490	
	・SS540	
	・	
	・	
	・	
	・	

2）高力ボルト　(7.2.2)[8.2.8]
・トルシア形高力ボルト　・溶融亜鉛メッキ高力ボルト　・JIS形高力ボルト
ボルトの径は，図示による。
3）普通ボルト　(7.2.3)
材料　(表7.2.3)による。ボルトの径は，図示による。
4）アンカーボルト　(7.2.4)
構造用アンカーボルト　材質　JIS G 3138
種類　※SNR400　・（　　）
形状・寸法　※図示による。
建方用アンカーボルト　材質　JIS G 3101
種類　※SS400　・（　　）
形状・寸法　※図示による。
5）溶接用材料　(7.2.5)[8.2.9]
(表7.2.4)[表8.2.7]及び(7.2.5(b))[8.2.9]による。これ以外は，図示による。
6）ターンバックル　(7.2.6)
ターンバックルは，JIS A 5540（建築用ターンバックル）の規格品とし，図示がなければ，鋼は割枠式及びボルトは羽子板ボルトとする。
7）デッキプレート　(7.2.7)
材質，形状及び寸法は図示による。

種別	備考
・構造床用デッキプレート（単体）	建築基準法に基づく認定を受けたものによる
・合成スラブ用デッキプレート	建築基準法に基づく認定を受けたものによる
・床型枠用鋼製デッキプレート	(6.9.3(c))による。
・上記以外	図示による

5. 工作一般

1）現寸図の作成　※行う。　・行わない。　(7.3.2(a))[8.1.5(a)]
2）高力ボルト，普通ボルト及びアンカーボルトの線端距離，ボルト間隔，ゲージ等　(7.3.2(b))
※図示による。　[8.1.6(b)]
・国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築鉄骨設計基準及び同解説」による。
3）工場製作要領書・品質管理，社内検査要領書等提出のこと。
4）製作精度　(7.3.3)[8.12.2]
（社）日本鋼構造協会「建築工事標準仕様書６鉄骨工事」付則６による。
5）仮組　・行う。　・行わない。　(7.3.10)[8.12.9(a)]

6. 高力ボルト接合

高力ボルトの締付け施工法の確認はＪＡＳＳ６　６．５による。　(7.4.5)
※張力確認試験　・トルク係数値の確認試験

7. 溶接接合

1）エンドタブの切除　(7.6.7(a)(6)(ii))[8.14.7(a)(6)(ii)]
※配筋上支障のある場合　・図示による。
2）溶接部の試験　(7.6.11)
※超音波探傷試験　・放射線透過試験　・マクロ試験

試験種別	試験箇所	試験方法	備考
超音波探傷試験	完全溶込み溶接部	(7.6.11(b))による。	

3）開先の形状及びスカラップの形状は図示による。

8. 錆止め塗料の種別（鉄骨）

(18.3.2)による。　(7.8.3)
1回目は製作工場で，２回目は工事現場建方完了後に行う。　(18.3.3(e))

9. 耐火被覆

1）適用　※下表による。　・図示による。　(7.9.2)[8.17.2]

種別	材料及び工法	耐火時間	部位
・ラス張りモルタル塗り	(15章2節)[8.17.7]による。		
・耐火材吹付け	ロックウール（・乾式　・半湿式　・湿式）		
・耐火板張り			
・耐火材巻付け			

2）耐火材吹付け，耐火板及び巻付け耐火被覆材は，建築基準法に基づき認定を受けたものとする。
3）試験及び表示は行う。

10. 工事現場施工

1）建方精度　ＪＡＳＳ６　付則６鉄骨精度検査基準　付表５工事現場による。　(7.10.2)
2）アンカーボルト　※構造用アンカーボルト　・建方用アンカーボルト　(7.10.3)
構造用アンカーボルト及びアンカーフレーム
形状及び寸法は図示による。
建方用アンカーボルトの保持と埋込み　(表7.10.1)
種別　・Ａ種　※Ｂ種
柱底均しモルタルの工法　(表7.10.2)
種別　※Ａ種　・Ｂ種

11. 軽量形鋼構造

(7.11.1)～(7.11.2)による。

12. 溶融亜鉛めっき工法

(7.12.1)～(7.12.6)による。
溶融亜鉛めっき高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理
※ブラスト処理　・（　　）

12 コンクリートブロック・押出成形セメント板工事・ALCパネル工事

1. 補強コンクリートブロック造

(8.2.1)～(8.2.12)によるもののほかは，以下による。
1）種類：JIS A 5406（建築用コンクリートブロック）　(8.2.2)
※空洞ブロック16　・空洞ブロック16-W　・図示による。
2）厚さ　※図示による。　・　cm
3）各部の配筋　※図示による。　(8.2.5(b))
4）がりょう　がりょうの下端は，原則として横筋用ブロックを使用して，コンクリートの打込みを行う。　(8.2.9)

2. コンクリートブロック帳壁及び塀

(8.3.1)～(8.3.8)によるもののほかは，以下による。
1）種類及び厚さ：JIS A 5406（建築用コンクリートブロック）　(8.3.2)
※下表による。　・図示による。

適用箇所	断面形状及び圧縮強さによる区分	厚さ
間仕切壁，地下二重壁，外壁，塀	※空洞ブロック16　・図示による。	※図示による。　・　cm
衛生配管用裏積みブロック（高さ1.5m程度以下とする。）	・空洞ブロック08　・図示による。	※図示による。　・　cm

2）各部の配筋　※図示による。　(8.3.3(b))
3）積上げ高さ1.5m以下，かつ，面積6㎡程度以下の衛生配管用裏積み等で，鉄筋を用いないでブロック積みを行う箇所の適用は，(8.3.7)による。

3. レンガ及び抗火石積

1）種別　普通れんが　※JIS R 1250　２種
耐火れんが　※JIS R 2304　８種、９種
2）工法　普通れんが積　※半枚積

4. ＡＬＣパネル

(8.4.1～8.4.7)による。
1）ALCパネル　※下表による。　・図示による。　(8.4.2(a))
（JIS A 5416(軽量気泡コンクリートパネル(ALCパネル)）

種別	単位荷重(N/㎡)	厚さ(mm)	長さ(mm)	表面加工	取付工法種別
外壁用	・1180　・1960	※100　・（　）	・2990　・3490	※平　・意匠	・A種　・B種　※C種

目地用鉄筋　※(5.2.1(鉄筋))による。(SD295A-D10又はSR235-9φ)　(8.4.2)
2）外壁パネル工法　(8.4.3)
取付け工法種別　・Ａ種（ﾊﾟﾈﾙ縦使いｽﾗｲﾄﾞ）　(表8.4.2)
・Ｂ種（ﾊﾟﾈﾙ横使いﾎﾞﾙﾄ留め）　・Ｃ種（ﾊﾟﾈﾙ縦使いﾛｯｷﾝｸﾞ）
※隅掛かり部分のパネルの目地は，シーリング材を充填する。
※パネル幅の最小限度は，300mmとする。
出隅及び入隅部のパネル接合目地幅（伸縮調整目地）　※２０mm
3）間仕切壁パネル工法　(8.4.4)
取付け工法種別　・B種(パネル横使い)　・C種(パネル縦使い)　(表8.4.3)
・D種(パネル縦使い)　・E種(パネル横使い)
4）溝掘り，孔あけ及び開口部の処理　(8.4.6)
※(8.4.6)によるもののほかは，図示及びメーカーの仕様による。

5. 押出成型セメント板（ＥＣＰ）

(8.5.1～8.5.5)による。
1）材料　※下表による。（JIS A 5441(押出成形セメント板)）　・図示による。　(8.5.2)

種類	表面	形状	寸法	その他

2）外壁パネル工法　(8.5.3)
取付け工法種別　・Ａ種（パネル縦使いロッキング）　(表8.5.1)
・Ｂ種（パネル横使いスライド）
3）間仕切壁パネル工法　(8.5.4)
取付け工法種別　・Ｂ種（パネル横使い）　・Ｃ種（パネル縦使い）　(表8.5.2)
4）溝掘り，開口部の処理　(8.5.5)
※(8.5.5)によるもののほかは，図示及びメーカーの仕様による。

13 その他工事

1. 階段滑り止め

1）材種　※ステンレス（SUS304）ビニルタイヤ入り　・図示による。　(20.2.6)
2）形状，寸法　※図示による。
3）取付工法　※接着工法　・埋込工法

2. フリーアクセスフロア

フリーアクセスフロア及び表面仕上げ材の材質，寸法，耐荷重性能，耐震性能　(20.2.2)
※図示による。

3. トイレブース

※下記仕様による。　施工図を監督職員に提出し，承諾を得ること。　(20.2.5)
表面仕上げ：ﾒﾗﾐﾝ化粧板　心材：ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ又はMDF　厚さ：30mm　SUS製巾木仕様
巾木，笠木：ｽﾃﾝﾚｽ製　ﾌﾞｰｽ高さ：H=2000 ただし，ﾗﾝﾏ付部(男女間・PS)は天井まで
ｽﾗｲﾄﾞ表示錠（非常開閉式）　ｸﾞﾚﾋﾞﾃｨﾋﾝｼﾞ
その他機能上必要な金物は，製造所の仕様による。
参考メーカー（　　）
・上記以外
巾木(扉側はｻﾎﾞｰﾄ仕様)，笠木:ｽﾃﾝﾚｽ製　ﾌﾞｰｽ高さ:H=1900 ﾗﾝﾏ付部(男女間・PS)は天井まで
その他は上記と同様とする。

4. ブラインド

1）適用　※下表による。　・図示による。　(20.2.12)

形式	※横形ブラインド	・縦形ブラインド
スラット	※ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金	・ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金　・クロス
開閉方式	※ギヤー式　・操作棒式	
スラットの成形幅（mm）	※２５	・８０　・１００
ﾍｯﾄﾞﾎﾞｯｸｽ・ﾎﾞﾄﾑﾚｰﾙ	※鋼製　・ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製	

2）製作寸法は，現場実測により定める。

5. カーテン

1）適用　※下表による。　・図示による。　(20.2.14)(表20.2.1)

種類	ひだの種類	形式	仕様
・遮光	※プレーン(1.5ﾋﾀﾞ)・箱/つまﾋﾀﾞ(2.0ﾋﾀﾞ)	※引き分け　・片引き	両面遮光　遮光等級　１～２級
・レース	※莉（遮光と併用の場合）・フランス（単独の場合）	※引き分け　・片引き	

2）カーテン下端　腰のある窓の場合:窓下から200程度，腰のない窓:床に触れない程度
3）カーテンのきれ地は，消防法で定める防炎性能の認定表示があるもの。
4）タッセル，ふさ掛け（金物）取付
5）製作寸法は，現場実測により定める。
参考メーカー（　　）

6. カーテンレール

1）形状　※シングルD形　・シングルロイヤル（暗幕用）　(20.2.14(b)(2))
2）材種　※ステンレス　・アルミ
3）色彩　・シルバー　・着色
4）重ね　※３００　・５００

章	項目	特記事項

7. 黒板，ホワイトボード及び掲示板

1）適用　※図示による。　(20.2.8)
・ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ：※縞線入りﾏｰｷﾝｸﾞﾍﾟﾝ受け付き　・ﾏｰｷﾝｸﾞﾍﾟﾝ受け付き
・掲示板　表面：ビニールシート難燃５級
参考メーカー・仕様（　　）
2）黒板・掲示板の下地材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆を原則とする。

8. 表示

適用　※下表による　・図示による　(20.2.10)

・室名札	突出型	ｱｸﾘﾙﾗｲﾄ製(SUS製枠付)	80*265	ｼﾙｸｽｸﾘｰﾝ印刷
・室名札	平付型	ｱｸﾘﾙﾗｲﾄ製(SUS製枠付)	80*265	ｼﾙｸｽｸﾘｰﾝ印刷
・便所ピクトサイン	※平付型　・突出型	SUS製	200*200程度	ｼﾙｸｽｸﾘｰﾝ印刷

参考ﾒｰｶｰ（　　）

9. 天井点検口

1）大きさ　※４５０角　・６００角
2）材質　アルミ製　切込，開口補強を行う。

10. 床下点検口

化粧マンホール　※６００角　ｽﾃﾝﾚｽ製　密閉式（防臭，防水型）　ﾎﾞﾙﾄ固定式
参考メーカー・仕様（　　）

11. 三方枠

ＳＵＳ３０４　ＨＬ　厚さ　１．５　寸法：図示

12. 畳摺り

ＳＵＳ３０４　ＨＬ　厚さ　２．０　寸法：図示

13. グレーチング

細目ノンスリップ（枠付）　SUS304 HL　幅：200　ﾋﾟｯﾁ：15　厚み：20　長さ：図示
参考メーカー・仕様（　　）

14. 面台

1）材質　※人造大理石　・御影石　・図示による。
2）寸法　D：・135　・図示による。　L：図示による。
参考メーカー・仕様（　　）

15. 隅て板

1）材質　※御影石　・図示による。
2）寸法：図示による。
3）固定方法　SUS304取付金物

16. 補助手摺

1）材質　ＳＵＳ３０４　ＨＬ　径３８
2）寸法，取付位置：図示による。

17. パーテーション（学校用間仕切　ＳＰ）

材種等　※図示による。

18. 見切縁・額縁

材種　※アルミニウム合金製　・塩ビ製　・木製

19. アコーディオンドア

表面材　※ビニルレザー張り（防炎加工）

20. 映写スクリーン

1）寸法　※３．０ｍ×２．３ｍ（１５０インチ対応）
・２．４ｍ×２．４ｍ（１２０インチ対応）
2）ローラースクリーン生地　ウルトラビーズ
自動巻上げ式，ボールストップ機構，ブレーキ付
3）映写スクリーン取付方法
※スクリーンボックス　天井埋込　木製（ﾃﾌﾝ OSC塗り）　3500(ｽｸﾘｰﾝﾒｰｶｰと調整)*200*200 ｱ25
・既製取付板（スクリーンメーカー専用品）
・木製取付板（図示）
参考メーカー・仕様（　　）

21. 流し槽スクリーン

1）支柱，桟　アルミ押出型材　50*50
2）下段パネル　アルミパネル　ｱ3.0　中段パネル　網入型板ガラス　ｱ6.8
3）寸法　Ｗ９５０　Ｈ２１００

22. 耐火材

・エキスパンション部
参考メーカー・仕様（　　）

14 環境配慮改修工事

1. アスペクト含有建材の処理工事

[9.1.1]～[9.1.5]及び(6.1.1)～(6.5.4)によるほか，「飛散性アスペストの除去に関する仕様書」及び「非飛散性アスペストの除去に関する仕様書」による。
・飛散性アスペスト（飛散性に摩耗するものも含む）　[9.1.3]
「石綿障害予防規則」「既存建築物の吹付けアスペスト粉じん飛散防止処理技術指針」により適正に除去，処理すること。また，これらに記載のない事項については別紙「飛散性アスペストの除去に関する仕様書」による。
対象部位：材料（　　）
・非飛散性アスペスト（アスペスト成形板）　[9.1.5]
「石綿障害予防規則」「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」により適正に除去，処理すること。
また，これらに記載のない事項については1章18節 5 非飛散性アスペスト含有建材の撤去に関する仕様書による。
対象部位：材料（　　）

改修工事特記仕様書－7

平成 年 月

整備支援課

課長 課長補佐・係長 係員

章	項目	特記事項
15 耐震改修工事	1. 耐震改修工事	[8.1.1] による。
	2. 施工計画	1）施工期間中に建物の使用が考えられるため，使用状況を十分把握し，安全を確保するよう心がける。 2）築体寸法は実測による。 3）既存コンクリートとの一体化を図る。 既存部と新設部材との定着を十分図る。 4）本工事は使用中の建物に対して行われるので，騒音，粉塵汚染など支障の及ぶ範囲が出来るだけ小さくなるよう考慮する。それに伴い，出来るだけ短期間に工事が完了するように施工計画を立てること。 5）施工図を作成し監督職員の承諾を受けること。 [1.2.3]
	3. 仮設工事	2章 仮設工事 による。 工事用通路と施設利用者通路を出来る限り明確に分けること。
	4. 撤去工事	1）補強工事に先立ち，内装材及びコンクリート部材表面のプラスター，モルタルなどの仕上げ材を除去する。撤去範囲は図示による。 [8.19.2] 2）新しくコンクリート又はモルタルを打ち継ぐ部分（増設部材と接する既存面）の表面は，適当な目荒らし又ははつりを行う。（平均深さ0.5cm～1.0cm程度） [8.19.3(b)] 3）はつりに際しては，他の部分にひび割れを起こさせないよう慎重に行う。（梁，柱，土間コンクリート等の接合部は予めカッターで切り込みをいれて撤去する。） 4）既設配管，配線など予め調査し，損傷を与えないよう十分注意すること。 5）既存仕上げなどの撤去の際は，最低限必要な範囲とし，範囲外の部分には損傷を与えないよう養生など，十分注意する。 6）ブレース設置等コンクリート解体の際，特に上階に関しては，コンクリート塊の飛散には十分注意を払い，落下防止対策を講じること。 7）解体工事に際して，施設運営に支障をきたさないよう，ウオールカッター等適当な工法を検討すること。 なお，やむを得ない場合は休日等に近隣住民などへ配慮の上施工計画を立てること。 8）コンクリート解体については，コンクリート無騒音破壊工法（ハンドクラッシャー，ウォールカッター）による。 9）既存構造体の撤去範囲及びはつり出した鉄筋並びに鉄骨の処置は，図示による。 [8.19.2(b)]
	5. 鉄筋工事	1）鉄筋の材料試験 [8.2.3]による。 2）鉄筋の加工及び組立 [8.3.1]～[8.3.8]による。 鉄筋の継手 [8.3.4(a)] 柱及び梁の主筋 ※ガス圧接継手（ ） ・重ね継手（ ） ・特殊な鉄筋継手（ ） その他の鉄筋 ・ガス圧接継手 （ ） ※重ね継手（ ） ・特殊な鉄筋継手（ ） 鉄筋の継手位置 ※図示による。 [8.3.4(b)] 鉄筋の重ね継手の長さ ※図示による。 ・[8.3.4(c)]による。 [8.3.4(c)] 柱に取り付ける梁の引張り鉄筋の定着長さ [8.3.4(d)] ※図示による。 ・[8.3.4(d)]による。 帯筋組立の形 [8.3.4(e)(2)] ※図示による。 ・「改修標準仕様書 各部配筋 参考図 1.1帯筋」による。 壁の配筋及び補強 [8.3.7] ※図示による。 ・「標準仕様書 各部配筋 参考図 4.1壁の基準配筋及び4.4壁の開口部補強」による。 圧接部の確認試験 [8.3.8(i)(2)] ※超音波探傷試験（試験の対象：全圧接部） ・図示による。 超音波探傷試験で不合格となった圧接協所の処置 ※[8.3.8(j)(2)]による。 [8.3.8(j)(2)] 3）割裂補強筋 [8.19.6(a)][8.20.7(a)] 鋼線の径，スパイラルのピッチ及び径 ※図示による。 4）上記によるもののほかは，9章 鉄筋工事 による。
	6. あと施工アンカー工事	1）あと施工アンカー [8.2.4(a)][(c)(2)] ・金属系拡張アンカー 引張耐力，せん断耐力 ※図示による。 [8.2.4(b)(1)] アンカーのセット方式 ※本体打込み式 ・図示による。 [8.2.4(b)(6)] 接合筋の種類，径及び長さ ※図示による。 [8.2.4(b)(7)] ※接着系アンカー 引張耐力，せん断耐力 ※図示による。 [8.2.4(c)(1)] アンカーの種類 ※有機系カプセル型 ・図示による。 [8.2.4(c)(2)] アンカー筋の径及び埋込み深さ ※図示による。 [8.2.4(c)(4)] アンカー筋の種類 ※図示による。 [8.2.4(c)(5)] アンカー筋の新設壁内への定着長さ ※図示による。 [8.2.4(c)(6)] 2）あと施工アンカーの性能確認試験の適用 [8.2.4(d)] ・適用する。（試験方法： ） ・適用しない。 3）あと施工アンカーの施工 [8.11.1]～[8.11.6]による。 下孔は低振動及び低騒音型ドリルを使用し，その他剛孔する工事も同様とする。 施工は（社）日本建築あと施工アンカー協会（ＪＣＡＡ）資格認定者によるものとする。 アンカー差筋はアンカー施工業者において準備のこと。 施工に当たっては，各メーカーの施工手順に従い定められた事項を遵守すること。 なお，穿孔の際には既存鉄筋などの配置を確認し，それらの位置を避けること。 （レーダーなどによる探知を行う。） 4）あと施工アンカーの施工後の確認試験 [8.11.5] ※引張り試験 （試験箇所 ※図示による。 ・接着系ｱﾝｶｰ 1辺2本とし1ﾌﾞﾚｰｽ当たり8本以上とする。） ・せん断試験（試験箇所 ※図示による。） ※打音試験 （試験箇所 ※全アンカーについて行う。）
	7. コンクリート工事	1）コンクリートの種類 [8.1.3(b)] ・普通コンクリート ・軽量コンクリート 2）コンクリートの発注，製造及び運搬 [8.5.1]～[8.5.4]，[8.5.6]～[8.5.10]による。 構造体用モルタルの調合 ﾓﾙﾀﾙの圧縮強度及びﾌﾛｰ値は，図示による。 [8.5.10] 3）普通コンクリートの品質管理 [8.6.1]～[8.6.5]による。 4）コンクリートの工事現場内運搬並びに打込み及び締固め [8.7.1]～[8.7.9]による。 耐震改修工事において新規に打込ｺﾝｸﾘｰﾄは，原則として，打継ぎは設けない。 [8.7.3(a)] 筆中におけるコンクリートの取扱い 構造体温度補正値(S)は，10章3項による。 [8.7.8(b)(5)] シアコネクタをセパレーターとして使用する場合は，図示による。 [8.7.9(b)(3)] 5）コンクリート及びコンクリート用材料の試験 [8.8.1]～[8.8.6]による。 6）軽量コンクリート [8.10.1]～[8.10.5]による。 7）上記によるもののほかは，１０章 コンクリート工事 による。
	8. 鉄骨工作	1）鉄骨工作 [8.12.1]～[8.12.10]による。 2）高力ボルト接合 [8.13.1]～[8.13.9]による。 摩擦面の性能及び処理 [8.13.2] すべり係数試験 ※行う。 ・行わない 標準ボルト張力 [8.13.3] 強力確認試験 ※行う ・行わない 高力ボルトの締め付け施工法の確認 ※行う ・行わない [8.13.5][8.13.8] 3）溶接接合 [8.14.1]～[8.14.12]，[8.15.1]～[8.15.7]による。 開先の形状及びスカラップの形状は図示による。 [8.14.4(a)][8.14.7(b)(5)] 溶接部の試験 [8.14.11] 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験（ただし，板厚9mm未満は浸透探傷試験とする。） ※適用する。（※全数試験 ・図示による。） ・適用しない。 4）スタッド溶接 [8.15.1]～[8.15.7]による。 5）鉄骨の錆止め塗装 [8.16.1]～[8.16.4]による。 １回目は製作工場で，２回目は工事現場建方及び接合完了後に行う。 [7.3.3(b)] 現場接合部の下地調整は[表7.2.2 鉄骨面の下地調整]によるRC種とし，工場塗装と同種の錆止め塗料を使用して塗装を施す。 [8.16.4] 6）耐火被覆 [8.17.1]～[8.17.9]による。 7）鉄骨の工事現場施工 [8.18.1]～[8.18.3]による。 8）上記によるもののほかは，１１章 鉄骨工事 による。
	9. 無収縮グラウト工事	1）材質等 グラウトの種類は，早強形無収縮グラウト（プレミックス）とする。 2）品質，性能 各項目の試験は，JHS312－1992による。 コンシステンシー 8±2秒（練混ぜ完了から3分以内の値） ブリージング 2.0%以下（練混ぜ2時間後のブリージング率） 凝結時間 凝結開始時間 １時間以上 凝結時間 １０時間以内 膨張収縮（無収縮性） 収縮しないこと（材齢7日において） 圧縮強度 材齢28日 30N／mm2 以上 付着強度 材齢28日 2．5N／mm2以上 塩化物量 0．30Kg／m3以下 注）鉄骨柱下に使用する無収縮グラウト材の圧縮強度については，別に定めるものとする。 3）圧 入 1.圧入は適切な圧力で，中断しないように行うこと。 2.空気抜きを設けグラウトが空気抜きに出てくることを確認すること。（図面参照） 3.事前に施工計画書を監督職員に提出し承諾を受けること。 4.増設部材と既存コンクリート躯体等との接触面については，既存コンクリート面を目荒らしし，グラウト打設前に十分な水湿しを行う。又，養生期間中は振動等を与えないよう注意すること。 5.グラウトを練る際の水については，10℃以上の水を使用し，練り上がりのグラウトの温度が10～30℃以内となるようにすること。 4）型 枠 1.型枠はグラウトの圧入の圧力に対して十分に抵抗できる剛性を持ち，かつグラウトの膨張圧を適切に拘束できるものとすること。 2.型枠はグラウトが隙間なく圧入できるよう，パッキンやコーキング材を用い，グラウトの漏出がないよう密に保つこと。（図示） 5）型枠の取り外し 型枠の取り外し時期については監督職員との協議による。 施工時及び施工期間中（打設から1週間以上）は，常に湿潤状態を保ち5℃以上に保つこと。 6）試 験 1.コンシステンシー及びグラウト温度については，1日施工毎に試験すること。 2.圧縮試験については，1日施工毎に試供体3本を作成することとし，試供体は直径5cm高さ10cmとすること。 3.なお，供試体の作成方法は，JASS5に準じ，現場養生（水中又は湿潤）とすること。
	10. 現場打鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ壁の増設工事	[8.19.1]による。 1）コンクリートの打込み方法 ※流込み工法 ・圧入工法 [8.19.8(a)] 2）増設壁工事後の仕上げは，図示による。 [8.19.10]
	11. 鉄骨ブレースの設置工事	[8.20.1]による。 1）分割され搬入された部材の取り付けは，地組みを行う。 2）地組みされた部材又は1部材として搬入された部材は，仮締めボルト，キャンバー，ジャッキ等を使用して取り付ける。 3）ブレース設置後の仕上げは，図示による。 [8.20.9]
	12. 柱補強工事	[8.21.1] による。 1）鋼板巻き工法 図示による。 [8.21.6] 鋼材は下表による。 規格 材質 厚さ（mm） 備考 JIS G 3101 SS400 ・4.5 ・6 ・9 ・12 躯体と鋼板の間のグラウト材の厚さ （ ※ 30mm ・ mm ） グラウトの打設時の側圧による鋼板のはらみ出しを防止するため，必要に応じ防止の為の処置を施す。 「学校施設の耐震補強マニュアル ＲＣ造校舎編（2003年改訂版） 文部科学省」参照
		2）連続繊維補強工法 （1）材 料 [8.21.7] による。 事項 指定内容 繊維の種類・ｼｰﾄの形状 ＰＡＮ系高強度品 一方向強化シート 目 付 量 ※ 300 g/m2 ・ 200 g/m2 規格引張強度 ※ 3,400 N/mm2 ・ 2,900 N/mm2 規格ヤング係数 $2,30\times10^5$ N/mm2 炭素繊維補強材の巻数 ※ 図示による。 ・2層 ・3層 ・ 層 炭素繊維シートのラップ長は，繊維方向200mm以上，繊維と平行する方向は30mm以上とし，同一面に集中しないよう分散させる。 割り付け図の作成 ※行う ・行わない （2）試 験 ※接着試験 JIS A 6909（建築用仕上塗材）の付着強さ試験を準用する。 （施工した柱の近傍にあるｺﾝｸﾘｰﾄ製の壁等に連続繊維ｼｰﾄを張り付けて行い，試験箇所数は，数は，施工柱1ヶ所に付き1ヶ所とする。） 判定基準 項目 判定基準 接着強さ 下地の引っ張り強度で定まる値を上回ること 連続繊維シートの層間剥離 層間剥離がないこと （3）施工者 炭素繊維シート巻き付け工事の施工者は，施工実績のある施工者で監督職員の承認を得る。 （4）施工方法 1.既存床仕上げ，柱，梁下の仕上げモルタル及び既存鋼製建具枠を撤去する。 2.既存壁を柱際から200mmの範囲でカッター切りの上，既存鉄筋は残したままコンクリートのみはつり撤去する。 3.柱コーナー部を半径30mmの円弧に仕上げ，全面プライマー塗布の上，ポリマーセメントモルタルにて下地調整を行う。 4.メーカーの技術資料に基づきプライマー，エポキシ樹脂を使用し，炭素補強材を巻き付ける。 5.あと施工アンカー打設は炭素繊維を巻き付ける前に行い，あと施工アンカーをさけて炭素繊維補強材を巻き付ける。 6.炭素繊維補強材の上下梁との間には10mmのクリアランスを設ける。 7.炭素繊維補強材の幅は壁が取り付かない場合は250mmを標準とする。壁が取り付く場合は壁筋を避けて巻き付ける必要があるため壁筋のピッチを考慮して補強材の幅を選定する。 8.「連続繊維補強材を用いた既存鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計・施工指針（(財)日本建築防災協会）」 参照のこと。
	13. 耐震スリット新設工事	[8.22.1] による。 施工要領 1.鉄筋探査機にて鉄筋の探査を行うと共に，壁内に設備配管類が無いことを確認する。 2.壁の切断は墨だし位置に合わせてコンクリートカッター等を用いて正確に行う。 3.スリット位置は柱より50～100mm程度はなす。（カッター施工のため） 4.スリット幅 （ ※図示による。 ・30～50mm ） スリット材 （ ※図示による。 ・ ） 5.その他詳細は図示による。

京都市

工事設計図面　　枚の内

特記仕様書－1	縮尺			平成　年　月
企画設計課	課長	課長補佐・係長	係員	

番	項　目	特　記　事　項
		京都市　　工事 代だて　　工事 1. 工事概要 1.1. 工事場所 1.2. 敷地面積　　㎡ 1.3. 工期　　約…の日から起算…年…月…日まで。 約…約…の日から　　…日間 …工…の日から　　…日間 …工期には…完成検査及び手直しの必要がある場合に要する…期間…。 …揮発性有機化合物の室内濃度測定を行う場合の…期間等を含む。 1.4. 工事内容 1.4.1. 本工事 1.4.2. 別工事 1.4.3. 工事区分図 1.4.4. 仮設工事 …ただし…仮設用水の使用は本工事に含む。 …仮設用水設備工事　　…同… …仮設用電気設備工事　　…同… …給排水・衛生・ガス工事　　…同… …撤去工事 …上記の他…本工事区分表による。 …なお、…建築物の施工上底抜に関連する工事については…監督職員の…に応じ…工事…。 …工事…工事全体の円滑な施工に…。 1.5. 工程 …本工事の施工に当たっては…可能な限り本市に本店を有する…業所から資材及び労務等の調達に努めること。 …本工事の…材料については……の…が……に努める…。 …工事の施工にあたり…に定めるリサイクルプラン対策を行うほか…種類別に…に努めるとともに…の放棄を図ること。 …本…における…建設省告示第1454号（平成12年5月31日付け）によ…建築及び…地…区分は…次のとおり。 …風速…V0…32m/s…地表面粗度区分…Ⅲ 1.6. 諸… …建築工事の…を…。 …建築…の…。 …建築…の…。 …建築…の

京都市　工事設計図No.　　枚の内

特記仕様書－2　縮尺　　平成　年　月

企画設計課　課長　課長補佐・係長　係員

製項目	特記事項
	カ．上記作業手順等が検証できる写真を提出すること。
	カ．その他
	この仕様書に記載されていない事項については、「非飛散性アスベスト及び廃棄物の取扱いに関する技術指針」（有害物質含有建築廃棄物の適正処理技術指針）による。　(9.1.1～9.1.5)
5.5．電子納品	1．本工事は電子納品の対象工事とする。 電子納品は、「京都市都市計画局電子納品－建築工事－要領（案）」に基づいて行うものとする。（要領については、都市計画局都市企画部－都市政務課のホームページ－http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000007350.html を参照） 本工事の電子納品対象書類は、完成写真、完成図（CAD データを共有した場合）、指定仕様書、機器台帳とする。 2．CAD データの貸与を一・行う・・・行わない 貸与するCADデータの著作権は、京都市が保有している。 貸与するCADデータは、当該工事における施工図及び完成図の作成のための以外に使用してはならない。 3．図面等をCADにより作成する際は、建築CAD図面作成要領（平成○年○月○日改定）の最新版により作成するものとしレイヤの構成は、この作成要領（案）のレベルとを満足すること。 4．電子納品の成果物は、電子媒体（CD-R）で正・副各1部提出する。 5．電子納品の成果物の法令の際には、電子成果物作成支援ーシステムにおいてエラーがないことを確認した後、ウイルスチェックをしウイルスが存在していないことを確認したうえで提出するものとする。 6．その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者間で協議のうえ、決定する。
5.6．六価クロムの溶出試験	本工事は、六価クロム溶出試験の対象工事であり、以下のとおり下表に示す工種において、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（別紙様式）を監督員に提出するものとする。 なお、試験方法については、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要綱（案）」（平成19年4月2日、国土交通省通知）によるものとする。 また、工事検査、施工体制台帳により試験方法・検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。 六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数
	三層構造　上層　中層　下層　工法名　配合設計段階　検体数
	三層構造　上層　中層　下層　工法名　配合設計段階　検体数
5.9．検査書類	提出する書類は、下記による。 1．完成検査後（又は竣工前完検）に提出するもの（6.1.2参照） a．竣工図　b．製造代表人承認知書（本市製品採用分） c．組図表　d．表紙表紙表） e．予定工程表 f．下請負契約等の通知書 g．労災保険成立証明書又は労災保険加入証明書 h．請負代金内訳書（契約後速やかに提出） 「請負代金内訳書」は別途貼付に示す様式（様式．様式及び内訳書等）とし、「公共建築工事内訳書標準書式（平成15年版）」に準拠して作成すること。 なお、公共建築工事内訳書標準書式については、国土交通省大臣官房官庁営繕部のホームページ－http://www.mlit.go.jp/gobuiki/kijun_tou1tuki/jyunsa_jutakuk5kb.html に公開されている。 参考図書－「公共建築工事内訳書標準書式・同解説（平成13年版）」－大成出版社 i．工事請負契約に係る生産廃棄物処理書 j．建設リサイクル法第12条第1項に基づく説明書 k．建設リサイクル法第13条及び省令第7条に基づく届出 l．再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書 m．工事実績報告書－・・・建設業許可申請書提出時に提出書類 n．証書の写し・請負代金保険金ー・・・及び工事保険加入証明書（必要時）・・・工・工事保険の項に掲載。 o．組織表及び製品連絡表 2．前払金請求のときに提出するもの a．前払金・出来高支払請求書（1部） b．保証証書（第1部・第1部） c．振込依頼書兼振込済通知書（1部） 3．中間前払金請求のときに提出するもの a．前払金・出来高支払請求書（1部） b．保証証書（第1部・第1部） c．振込依頼書兼振込済通知書（1部） 4．部分支払金請求のときに提出するもの a．現場部分検査請求書（2部） b．前払金・出来高支払請求書（1部） c．振込依頼書兼振込済通知書（1部） 5．完成時に提出するもの a．完成通知書（12部） b．前払金・出来高支払請求書（1部） c．振込依頼書兼振込済通知書（1部） d．検査書（1部）・・・・・・・・・e．各種保証証書（1部） f．コンクリート強度発現証書（本市指定様式） g．産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は受渡伝票（電子マニフェスト）の写し ※紙マニフェストの場合は、廃棄物の種類ごとに、排出者（処分事業場）ごとに代表的な帳票の写し（A－3－2－0－1）を1部ずつ提出すること。 h．完成図・・・・・・・・・